

---

# 令和6年梅雨前線豪雨等災害に係る 災害廃棄物処理事業費補助金等説明会

---

～秋田県～

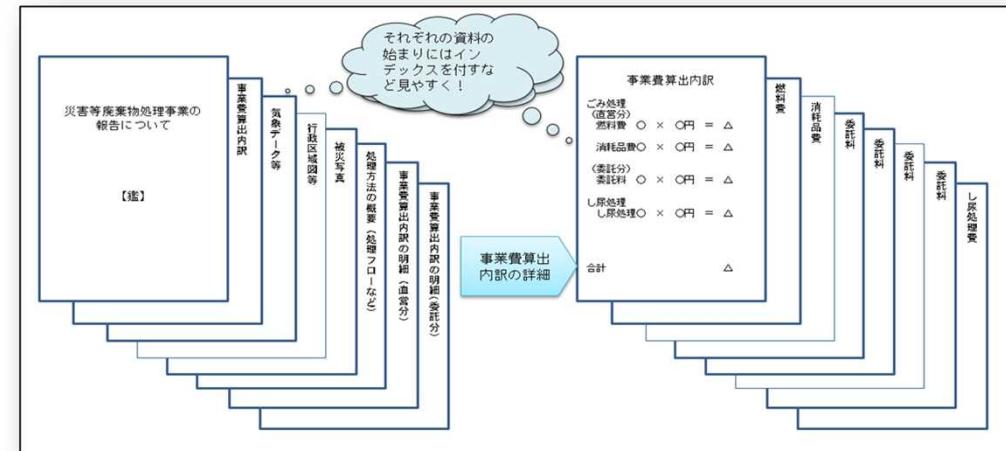
令和6年9月18日

東北地方環境事務所 資源循環課



# 本日の説明の流れ

1. 市町村が行う災害廃棄物の収集・運搬及び処分とは？
2. 災害等廃棄物処理事業及び  
廃棄物処理施設災害復旧事業に係る補助金
3. 災害報告書作成例
4. 災害査定における確認事項等



# 1. 市町村が行う災害廃棄物の収集・運搬及び処分とは？

## 災害等廃棄物処理事業の対象となる廃棄物

### ○自然災害に起因して発生する廃棄物

⇒生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物

※原則として生活に密接に関係する一般家庭からの災害廃棄物

※市町村が生活環境保全上特に必要として一体的に処理を行う場合は、  
中小企業の災害廃棄物も対象

### ○災害廃棄物＝一般廃棄物

(産業廃棄物に該当しない＝一般廃棄物)

⇒市町村が収集・運搬し、適正に処理を行う(統括的処理責任)

※ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、  
都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

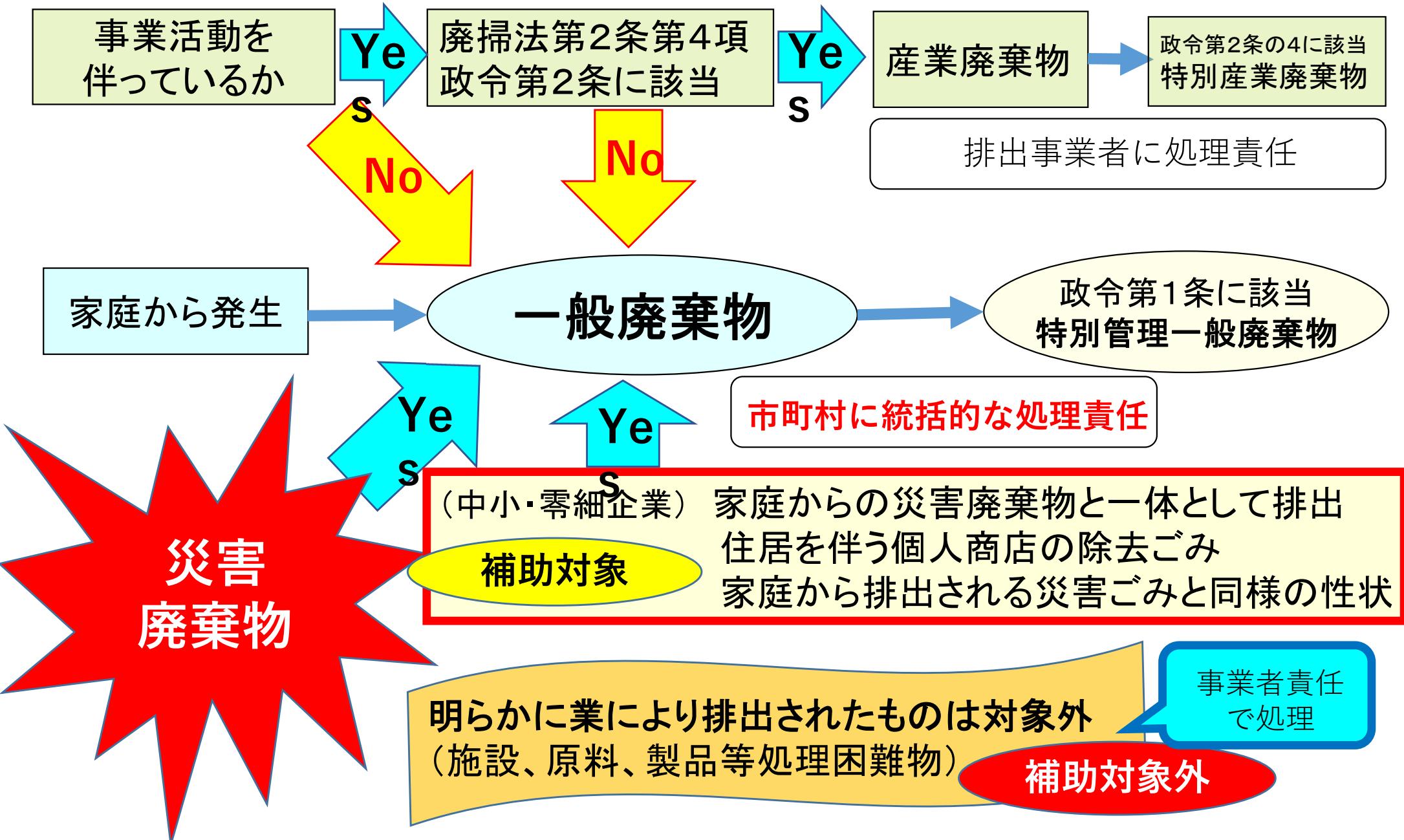
## ※関連規定の抜粋(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

**第一条** この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

**第二条の三** 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

**第二十二条** 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

# ※災害廃棄物の位置付け



## 2. 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業に係る補助金

### ・災害等廃棄物処理事業費補助金

市町村等が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分

災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分

### ・廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

地方公共団体等が設置した施設の災害復旧事業とする。

- ① 一般廃棄物処理施設
- ② 淨化槽（市町村整備推進事業）
- ③ 産業廃棄物処理施設
- ④ 市町村・広域廃棄物埋立処分場
- ⑤ PCB廃棄物処理施設

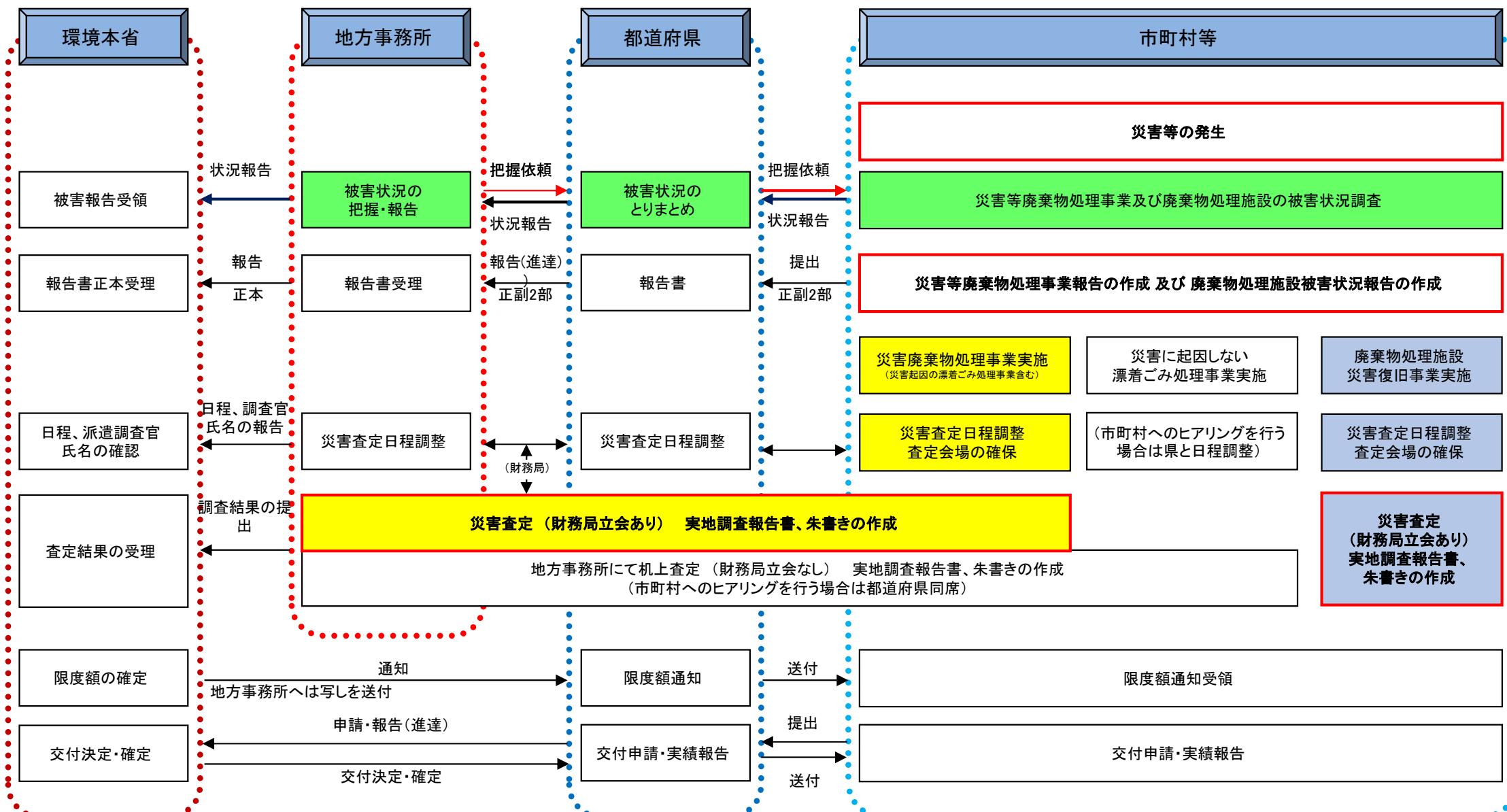
# 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
対象事業	 <p>災害のため実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</p>	<p><b>災害等の発生</b></p> <p>【ごみ処理】 がれき等の災害廃棄物が大量に発生 ○災害廃棄物の発生 ○漂着ごみ被害の発生</p> <p>海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着</p> <p>【し尿処理】 ○家屋便槽への汚水流入 ○避難所・仮設トイレのし尿</p> <p>【収集・運搬】 → 災害等廃棄物の収集 → 仮置場 → 分別処理 → 家電等リサイクル → 収集・運搬 → 処分</p> <p>※家屋便槽への汚水流入による場合は、維持分として便槽容量の1/2を補助対象から除外。</p> <pre> graph TD     subgraph "災害等廃棄物の収集"         direction TB         A1[災害等廃棄物の発生] --&gt; A2[漂着ごみ被害の発生]         A2 --&gt; A3[海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着]         A3 --&gt; A4[災害等廃棄物の収集]     end     subgraph "仮置場"         direction TB         A4 --&gt; B1[分別処理]         B1 --&gt; B2[家電等リサイクル]     end     subgraph "処分"         direction TB         B2 --&gt; C1[収集・運搬]         C1 --&gt; C2[処分]     end     A4 -.-&gt; B1     B1 -.-&gt; C1     C1 -.-&gt; C2     </pre>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	<p>政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上</p> <p>降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</p> <p>地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等</p>	
補助率	1/2	
地方財政措置	<p>&lt;通常災害時&gt; ▶ 地方負担の80%について特別交付税措置</p> <p>&lt;激甚災害時&gt; ▶ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置</p>	
根拠条文	<p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p>	

# 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について

補助金名	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金				
災害原因	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの				
対象事業	<p>次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般廃棄物処理施設</li> <li>② 凈化槽（市町村整備推進事業）</li> <li>③ 産業廃棄物処理施設</li> <li>④ 広域廃棄物埋立処分場</li> <li>⑤ PCB廃棄物処理施設</li> </ul>	イメージ図			
補助対象から除外されるもの	<p>① 1施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの</p> <p>② 事務所、倉庫、公舎等の施設</p> <p>③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの</p> <p>④ 維持工事とみられるもの</p> <p>⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの</p> <p>⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>⑧ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。</p> <p>⑨ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。</p> <p>⑩ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。</p> <p>イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。</p> <p>ロ. 当該年度に整備計画のあるもの。</p> <p>ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。</p> <p>⑪ 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくとも、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの。又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。</p> <p>⑫ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。</p>	<p>①～⑦交付要綱に規定</p> <p>⑧～⑫実地調査要領に規定</p>			
補助先	<p>都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社</p>				
限度額	一般廃棄物処理施設 ・市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円	浄化槽 (市町村整備推進事業) ・市町村 40万円	産業廃棄物処理施設 ・都道府県、市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円	広域廃棄物埋立処分場 ・市町村、広域臨海環境整備センター 150万円	PCB廃棄物処理施設 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円
補助率	1 / 2				

# 災害関係業務のフロー（発災から補助金交付まで）



## 別紙様式

## 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況について

## 別紙様式「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災状況について」

## 別紙様式

## 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災状況について

都道府県名：

部署名：

担当者名：

連絡先：

## 1. 災害等廃棄物処理事業

平成〇年〇月〇日 △△：▽▽現在

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	事業区分 (ごみ処理、し尿処理、漂着ごみ)	災害廃棄物 集積所数	仮置き場数	仮置き場所在地名称	災害廃棄物量 (t, kℓ, m³)	事業費見込額 (千円)	被害及び処理の状況
台風〇号 (平成 年 月 日)	〇〇市	ごみ処理	5	1	〇〇町1-2 〇〇公園運動場	100 t	1,000	【被害】全壊〇〇棟、半壊〇〇棟、床上浸水〇〇棟、床下浸水〇〇棟 【仮置場設置期間】〇月〇日～〇月〇日 【受入期間】〇月〇日～〇月〇日 【処理】仮置場において災害廃棄物の分別や前処理を行う予定。 可燃ごみ：〇〇市クリーンセンター 不燃ごみ：〇〇市最終処分場
	□□町	し尿処理				100 kℓ	400	【被害】全壊〇〇棟、半壊〇〇棟、床上浸水〇〇棟、床下浸水〇〇棟 【収集期間】〇月〇日～〇月〇日 【処理】〇〇市汚泥再生処理センター

## 2. 廃棄物処理施設の被害

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
台風〇号 (平成 年 月 日)	〇〇市	クリーンセンター〇〇	〇〇 t/日	平成〇年度～〇年度	10,000	停止中	焼却施設の煙突の損壊

## 3. 净化槽（市町村設置型）の被害

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
台風〇号 (平成 年 月 日)	〇〇町	浄化槽（市町村設置型）	50基	平成〇年度	400	停止中	浄化槽及び配水管の破損 浄化槽周辺の陥没

※変更箇所は朱書きとすること。

# 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況の報告の重要性

報告の内容は、日々更新されるもの

## ○仮置場の開設状況や被害情報の共有

⇒住民に周知した内容を県を通じて環境省への情報共有

⇒被害情報は、確定ではなく日々更新されるもの

⇒事業費見込額は、市町村内の予算確保の際にも必要では？

## ○「調査中」は、いつまで？

⇒危機管理部局で被害状況は発表していませんか？

⇒仮置場の収集状況等は把握していないの？（業者任せ？）

## ○廃棄物処理施設の被害状況について

⇒稼働中か稼働停止か？

⇒稼働停止の場合、停止の原因及び復旧見込み（業者点検含む）

## ○環境省としては、災害補助金に係る財務省協議の資料

⇒まずは被害状況を把握することが大事。次にそれに基づいて処理や復旧に要するお金の積算をする。

## 「被災＝補助対象」となる訳ではない。

### 1. 対象となる事業内容

#### (1)市町村等が災害のために実施した災害廃棄物の収集、運搬及び処分

- ・原則として、生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物
- ・市町村が生活環境保全上特に必要として一体的に処理を行う場合、中小企業の災害廃棄物も補助対象となる

#### (2)災害により便槽に流入した汚水

維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外する。

※個人設置型の浄化槽の流入汚水（汚泥）の抜き取りも補助対象。

#### (3)特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿。

災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。

#### (4)災害により海岸保全区域以外の海岸に漂着した廃棄物

## 「被災＝補助対象」となる訳ではない。

### 2. 対象経費の範囲

- (1)労務費：雇い上げの作業員等に対する賃金（作業員の輸送費含む）
- (2)借上料：ごみ収集・運搬車等、仮置場における重機及び用地等の借上料
- (3)燃料費：ごみ処理、し尿処理に係る自動車、重機等の燃料費
- (4)機械器具修繕費：重機等の修繕費、市町村等施設で処理の場合、減価償却費
- (5)薬品費：ごみ処理、し尿処理に係る処分に必要な薬品費等
- (6)道路整備費：運搬に必要な最小限度の道路整備費
- (7)手数料：ごみ処理、し尿処理に係る条例に基づき算定された手数料  
(委託先が市町村の場合に限る。上記の経費が手数料に含まれている場合は、当該経費は除くものとする。)
- (8)委託料：災害廃棄物の処理を市町村が処理業者、他市町村に委託した経費  
解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務にあっては諸経費、消費税等相当額を含む

### 災害発生前から不要であったものの処理は補助対象外

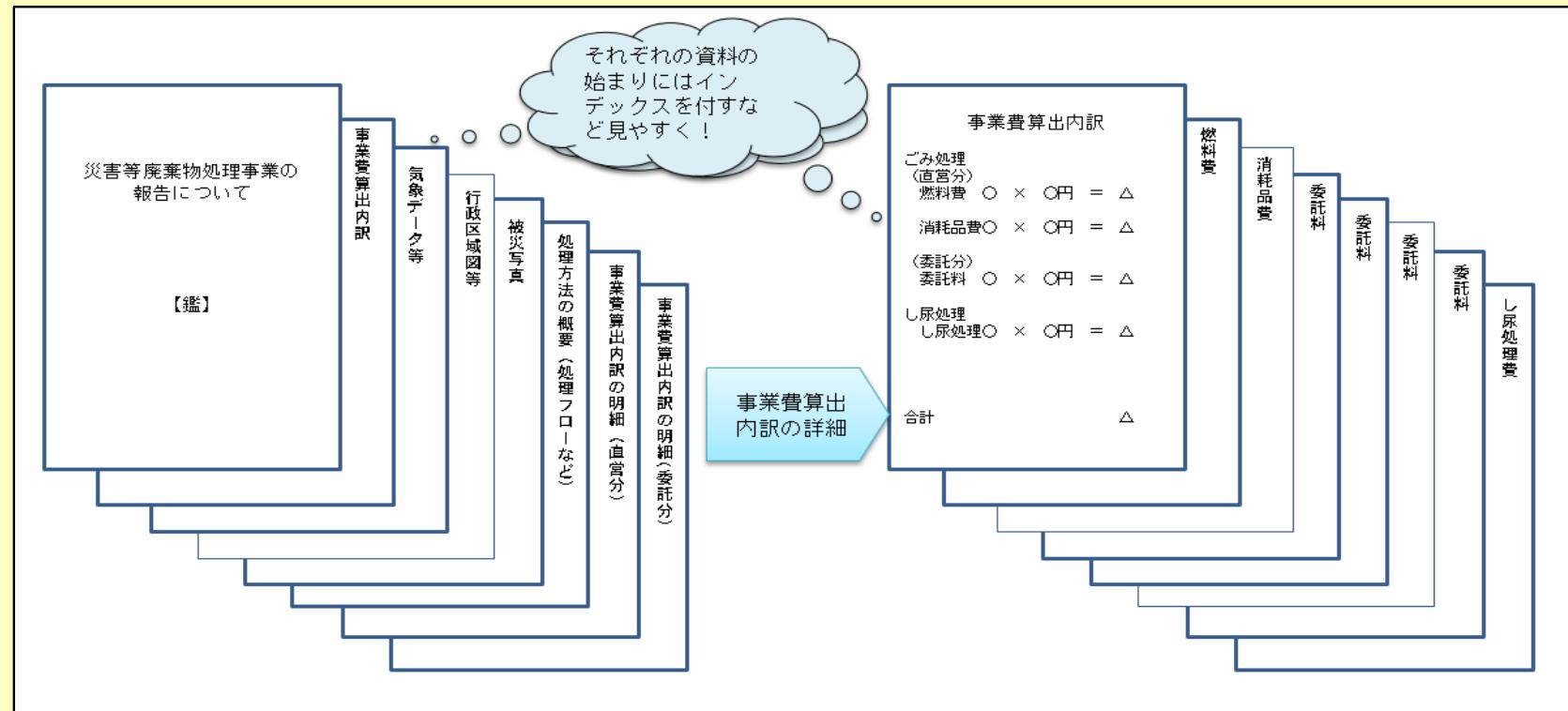
#### 3. 補助対象から除外される経費及び事業

- (1)事業費が40万円未満（指定市、指定市を含む事務組合の場合、80万円未満）
- (2)通常排出されると見込まれる生活ごみの処理に係る経費（避難所ごみ含む）
- (3)感染予防等において行われる薬剤散布
- (4)ごみ処理を自らの施設で実施した場合（市町村が設置する施設の場合は除く）
- (5)国土交通省所管の都市災害復旧事業として行われる堆積土砂排除事業
- (6)自衛隊等が無償で実施した地域における解体、収集・運搬事業
- (7)損壊家屋等の処理事業のうち
  - ・港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
  - ・官庁建物等災害復旧等災害復旧事業が個々の制度の適用となるもの
  - ・修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事
  - ・災害によるものかどうか写真や周囲の状況から判断できない解体工事
  - ・中小企業基本法第2条に該当しない企業等が所有する事業所等の解体工事

# 災害報告書作成例

- 災害報告書(鑑)
- 事業費算出内訳(別紙)
- 添付資料

- (1)気象データ
- (2)行政区域図等
- (3)被災写真(被災状況、仮置場)
- (4)廃棄物発生量推計(処理フロー図)
- (5)事業費算出内訳の根拠資料



# (全般)

環境大臣 殿

〇環発第14xxxx号  
令和XX年xx月xx日

〇〇市長 氏名

## 災害等廃棄物処理事業の報告について

標記のことについて、令和4年〇月〇日からの大暴雨により下記のとおり被害を受けたので報告します。。  
記

### 1. 災害等の概況

令和4年〇月〇日から〇日にかけて、日本海から東北地方・北陸地方にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため大気の状態が非常に不安定となり、東北地方及び北陸地方を中心に大雨となった。

このうち、〇日には〇〇県と〇〇県で線状降水帯が発生し、雷を伴った猛烈な雨が断続的に降り続いた。〇日には、複数の地点で24時間降水量が観測史上1位の値を更新するなど、〇〇県、〇〇県で記録的な大雨となった。

〇〇県〇〇市では、24時間最大雨量236mm、1時間に68.5mmの猛烈な雨を観測した。

この大雨の影響で〇〇川の越水や排水能力を超える内水氾濫の発生により、各地で住宅や倉庫等への浸水があり甚大な被害が発生した。

### 2. 全般的被害状況

令和4年〇月〇日現在

市町村名	人 的 被 害			住 家 の 被 害						備 考
	死 者	行方 不明	負 傷 者	全 壊	流 出	半 壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	
〇〇市	人 —	人 —	人 —	戸 10	戸 —	戸 20	戸 10	戸 100	戸 200	非住家 半壊20棟 一部損壊50棟

3. 事業主体名  
4. 事業区分

〇〇市  
ごみ処理・し尿処理

し尿処理がない場合は「ごみ処理」のみ記入

## (鑑の続き)

事業費見込額の上欄に1～2行分スペースを空けるか、別葉に印刷する(片面印刷)

添付資料は、災害査定で確認する順番に添付する。

災害廃棄物の処理フローと事業費算出内訳の根拠資料と関連がわかるように作成する。

5. 事業費見込額 130,000,000円

金額は、丸めず1円単位まで記載

6. 事業費算出内訳（別紙のとおり）

7. 添付資料

- (1) 気象データ
- (2) 行政区域図等
- (3) 被災写真
- (4) 災害廃棄物発生量の推計資料  
（災害廃棄物の処理フロー）
- (5) 事業費算出内訳の根拠資料

添付する資料名と  
合致させること

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- 1. 責任者の所属部署・職名・氏名
- 2. 担当者の所属部署・職名・氏名
- 3. 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

# 事業費算出内訳(別紙)

記載例に「し尿処理が入ってません。  
金額は、1円単位まで記載のこと。

事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳					積算内訳		
			円	円			円	円				
ごみ処理	(直當分) 燃料費	1000L	160	160,000	延100台×10L×#160円=160,000円		ごみ処理	(直當分) 燃料費	1000L	160	160,000	延100台×10L×#160円=160,000円
	消耗品費	1式	500,000	500,000	内訳詳細○		ごみ処理	消耗品費	50枚	10,000	500,000	無駄防止シート 50枚×#10,000円
	(委託分) 委託料	1式		2,500,000	(収集・運搬) ○○○収集・運搬委託業務【1】		(委託分) 委託料	○台		2,500,000	(収集・運搬) 2tトラック ○台×#50,000円	
		1式		30,000,000	(中間処理) 災害廃棄物中間処理委託業務 (内訳) ○○株式会社【2】 ××××業者【3】			○人		2,500,000	整備作業員 ○人×#20,000円	
		1式		5,000,000	2次仮置場設置委託業務【4】			○トン		15,000,000	(粗粒・粉分費) 可燃物 ○トン×#10,000円	
		1式		10,000,000	2次 運営委託業務【5】							
		1式		5,000,000	2次仮置場管理撤去業務【6】							
		1式		50,000,000	(粗粒) 可燃物処理委託業務【7】							
		1式		15,000,000	不燃物処理委託業務【8】							
		1式		6,970,000	農木材処理委託業務【9】							
		1式		2,500,000	農家電気機器委託業務【10】							
	合計			129,630,000	注【 】書きは事業費算出内訳の根拠資料のインデックス番号に一致する		合計			129,630,000	注【 】書きは事業費算出内訳の根拠資料のインデックス番号に一致する	
	合計 (し尿処理+ ごみ処理)			130,000,000			合計 (し尿処理 +ごみ処理)			130,000,000		

(注) 1. 直當分、市町村及び一部事務組合への委託事業について、職員の超過勤務手当等の入件費は含まれないものであること。

2. 解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務を除き、諸経費は計上しないこと。

マニュアル p.60 参照

(注) 1. 直當分、市町村及び一部事務組合への委託事業について、職員の超過勤務手当等の入件費は含まれないものであること。

2. 解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務を除き、諸経費は計上しないこと。

(5) 添付資料5 事業費算出内訳根拠資料

マニュアル p.61 参照

ホーム

防災情報

各種データ・資料

地域の

ホーム &gt; 各種データ・資料 &gt; 過去

## 1時間ごとの値

一覧表

グラフ

前年

前月

前日

翌日

災害等の概況に記載した災害発生の事実確認に係る採択要件を記載  
 降雨 最大24時間雨量 80mm以上  
 (80mm未満の場合 時間雨量 20mm以上)

## 24時間最大降水量

令和4年7月15日11時～16日10時

236.0mm

## 1時間最大降水量

令和4年7月16日2時

68.5mm

2022年7月15日(1時間ごとの値)

時	降水量 (mm)	気温 (°C)	露点 温度 (°C)	蒸気圧 (hPa)	湿度 (%)	風速・風向		日照 時間 (h)	雪	
						平均風速 (m/s)	風向		降雪 (cm)	積雪 (cm)
1	0.5	19.1	19.1	22.1	100	1.7	東北東		///	///
2	0.5	18.9	18.9	21.8	100	1.4	北東		///	///
3	0.5	18.9	18.9	21.8	100	1.9	北		///	///
4	1.0	19.0	19.0	22.0	100	2.1	北北東		///	///
5	1.5	19.2	19.2	22.3	100	1.4	北	0.0	///	///
6	1.5	19.3	19.3	22.4	100	0.9	北北東	0.0	///	///
7	1.5	20.1	20.1	23.5	100	0.8	北北東	0.0	///	///
8	0.5	20.3	20.3	23.8	100	0.8	北北東	0.0	///	///
9	1.0	20.7	20.7	24.4	100	1.3	南東	0.0	///	///
10	8.5	21.3	21.3	25.3	100	2.1	東南東	0.0	///	///
11	6.0	21.6	21.6	25.8	100	1.9	東南東	0.0	///	///
12	1.5	21.8	21.8	26.1	100	3.5	東	0.0	///	///
13	3.0	21.5	21.5	25.6	100	2.0	東	0.0	///	///
14	2.0	21.5	21.5	25.6	100	2.6	北北東	0.0	///	///
15	4.0	20.8	20.8	24.6	100	3.0	北北東	0.0	///	///
16	6.0	20.7	20.7	24.4	100	2.2	北東	0.0	///	///
17	7.0	21.0	21.0	24.9	100	2.7	北東	0.0	///	///
18	0.0	21.0	21.0	24.9	100	2.1	北北東	0.0	///	///
19	0.0	21.1	21.1	25.0	100	1.4	北	0.0	///	///
20	0.0	20.8	20.8	24.6	100	1.5	北		///	///
21	0.5	20.8	20.8	24.6	100	2.1	北		///	///
22	0.0	21.0	21.0	24.9	100	1.6	北北西		///	///
23	2.5	21.2	21.2	25.2	100	1.9	北北西		///	///
24	13.5	21.7	21.7	26.0	100	2.1	東		///	///

2022年7月16日(1時間ごとの値)

時	降水量 (mm)	気温 (°C)	露点 温度 (°C)	蒸気圧 (hPa)	湿度 (%)	風速・風向		日照 時間 (h)	雪	
						平均風速 (m/s)	風向		降雪 (cm)	積雪 (cm)
1	26.5	21.7	21.7	26.0	100	3.1	北北東		///	///
2	68.5	21.1	21.1	25.0	100	6.5	北北西		///	///
3	37.0	20.4	20.4	24.0	100	6.1	北東		///	///
4	6.0	20.3	20.3	23.8	100	4.5	北東		///	///
5	6.5	20.1	20.1	23.5	100	1.3	北北西	0.0	///	///
6	0.0	20.3	20.3	23.8	100	3.8	北北東	0.0	///	///
7	1.0	20.7	20.7	24.4	100	3.3	北北西	0.0	///	///
8	15.5	20.7	20.7	24.4	100	3.8	北	0.0	///	///
9	21.0	21.3	21.3	25.3	100	5.5	北北東	0.0	///	///
10	9.0	21.8	21.8	26.1	100	5.3	北東	0.0	///	///
11	3.0	22.0	22.0	26.4	100	5.1	北東	0.0	///	///
12	1.0	22.2	22.2	26.8	100	5.3	北東	0.0	///	///
13	0.0	22.4	22.4	27.1	100	3.6	北北東	0.0	///	///
14	0.0	22.6	22.6	27.4	100	3.6	北北東	0.0	///	///
15	0.5	22.7	22.7	27.6	100	3.0	北	0.0	///	///
16	0.5	22.6	22.6	27.4	100	0.4	北東	0.0	///	///
17	0.0	22.7	22.7	27.6	100	1.1	南南東	0.0	///	///
18	0.0	22.0	22.0	26.4	100	2.0	東南東	0.0	///	///
19	0.0	21.4	21.4	25.5	100	2.1	南東	0.0	///	///
20	0.5	21.3	21.3	25.3	100	1.3	南東		///	///
21	0.0	21.5	21.5	25.6	100	0.8	東南東		///	///
22	0.0	21.4	21.4	25.5	100	1.6	東		///	///
23	0.0	21.3	21.3	25.3	100	1.1	東北東		///	///
24	0.0	21.3	21.3	25.3	100	0.8	北東		///	///

# 行政区域図

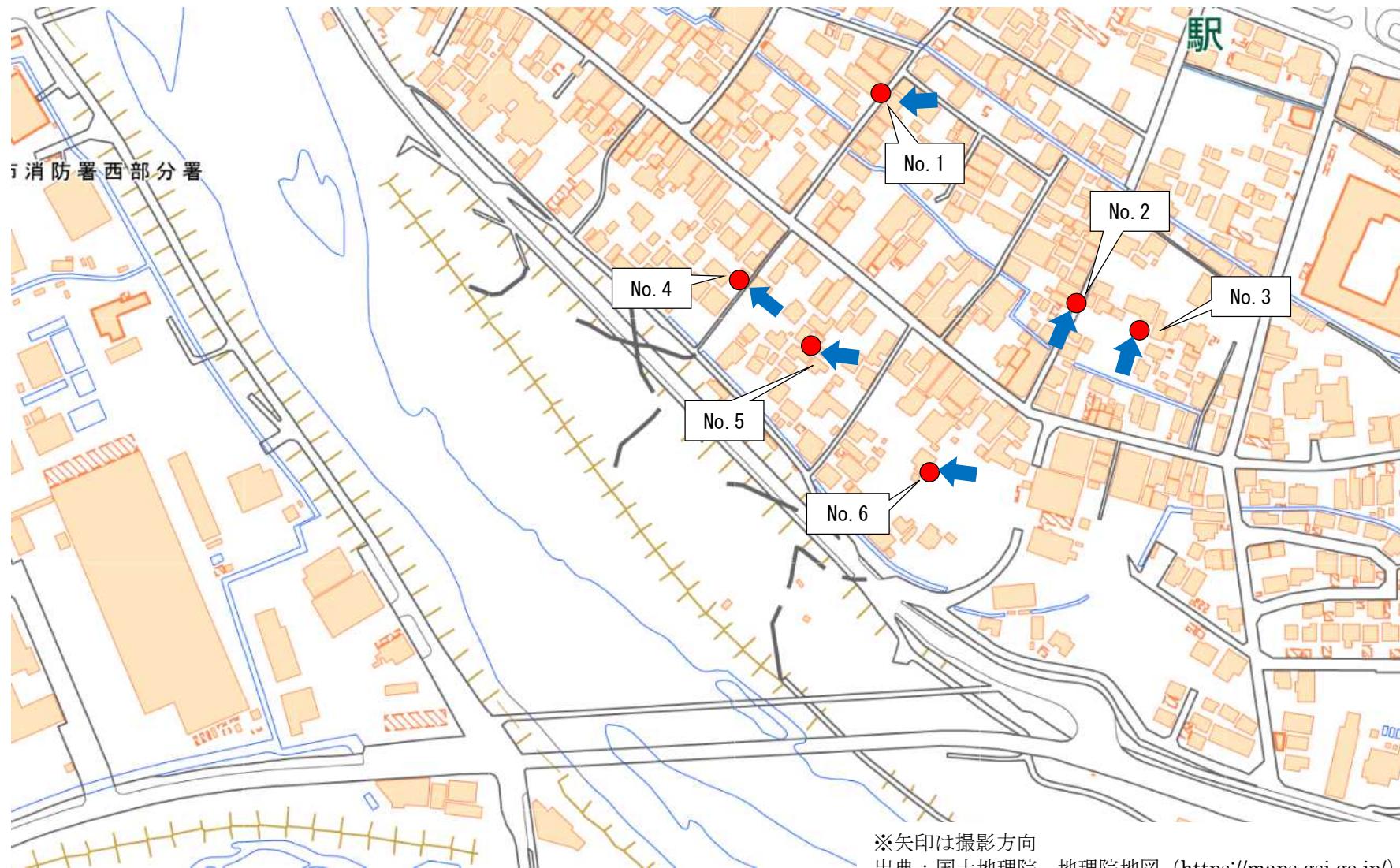


出典：国土地理院 地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>)

模擬的な災害報告書(中国四国地方環境事務所2021年3月作成)からの引用

# 被災写真

【A地区被災現場詳細図】



模擬的な災害報告書(中国四国地方環境事務所2021年3月作成)からの引用

# 被災写真

【A地区被災現場】



No.1

日付：令和〇年△月△日（水）

場所：〇〇町 1丁目 7

状況：住宅地への浸水状況



No.2

日付：令和〇年△月△日（水）

場所：△△町 6丁目 5

状況：住宅地への浸水及び土砂  
の流入



No.3

日付：令和〇年△月△日（木）

場所：△△町 2丁目 10

状況：住宅地への浸水状況

【A地区被災現場】



No.4

日付：令和〇年△月△日（水）

場所：△△町 4丁目 25

状況：住宅地への浸水及び土砂  
の流入。

場所：△△町 2丁目 10

状況：住宅地への浸水状況



No.5

日付：令和〇年△月△日（木）

場所：□□町 2丁目 12

状況：住宅地への浸水及び土砂  
の流入。地表 1m 程まで

土砂が堆積する。



No.6

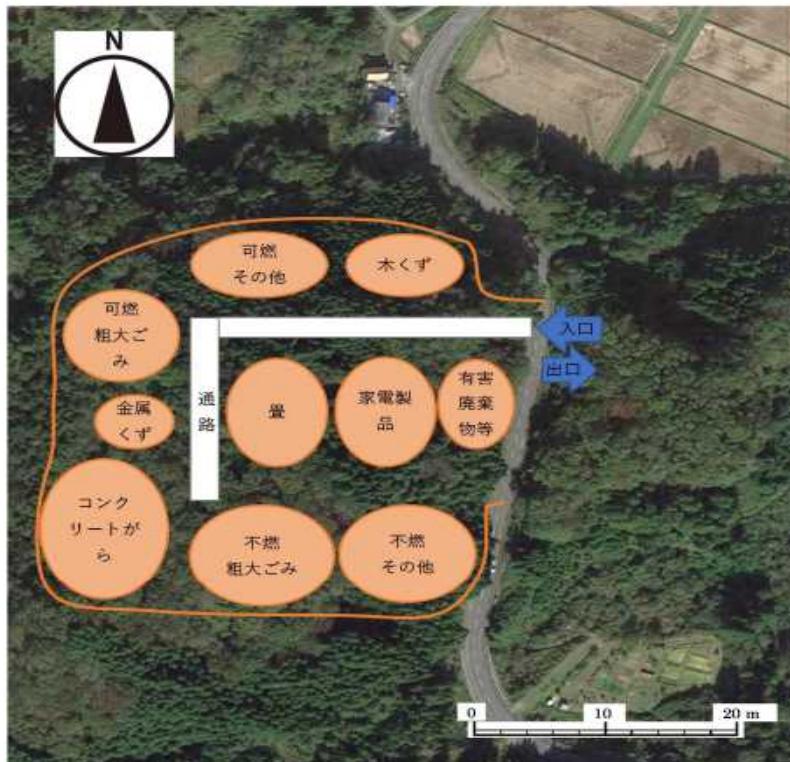
日付：令和〇年△月△日（月）

場所：□□町 2丁目 3

状況：住宅地への浸水状況

## 被災写真（仮置場の状況）

◆ 仮置場 入口出口 1箇所の場合



出典：●●

17

添付資料（3） 「被災写真（仮置場状況）」の例



可燃粗大ゴミ（ベット、ソファー）集積状況  
仮置場配置図 写真 No.3  
20▲▲年◆月◆日撮影



可燃その他ゴミ（混合廃棄物）集積状況  
仮置場配置図 写真 No.4  
20▲▲年◆月◆日撮影



仮置場での分別の状況  
仮置場配置図 写真 No.5  
20▲▲年◆月◆日撮影



コンクリートがら集積状況  
仮置場配置図 写真 No.6  
20▲▲年◆月◆日撮影



写真

××  
仮置場配置図 写真 No.●  
20▲▲年◆月◆日撮影



写真

××  
仮置場配置図 写真 No.●  
20▲▲年◆月◆日撮影

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き(平成29年3月環境省東北地方環境事務所)

品目別集積状況や量がわかる  
写真、廃棄物種類ごとの写真を  
添付する。

費用に積算する資機材や重機  
の写真を添付する。

18

# 災害報告書の被災状況の写真について

## 災害報告書（災害等の概況）

「・・・市内全域で屋根瓦の落下、家屋や家財の破損、ブロック塀の倒壊等が発生し、甚大な被害に見舞われた。」



環境省の  
災害等廃棄物処理事業に係る被災状況  
の写真であることが望ましい。

# 災害報告書の被災状況の写真について

## 災害報告書（災害等の概況）

「・・・市内全域で屋根瓦の落下、家屋や家財の破損、ブロック塀の倒壊等が発生し、甚大な被害に見舞われた。」



屋根瓦  
の落下



家屋や  
家財の  
被害



ブロック  
塀の倒壊

## 災害廃棄物発生量の推計資料

(単位：トン)

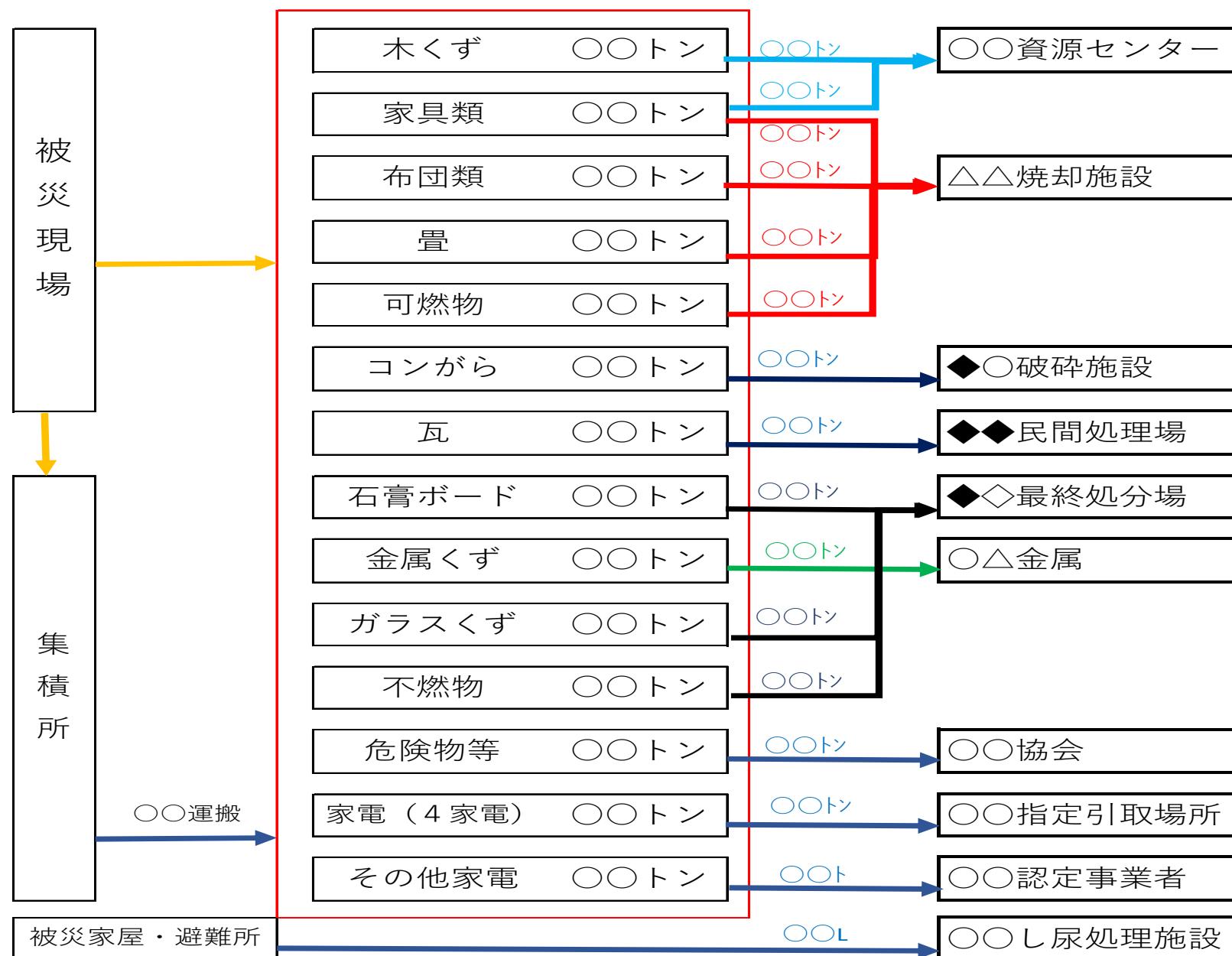
災害廃棄物の種類	災害廃棄物の量（推計）				
	仮置場	処理済量	未搬入	合計	備考（発生量算出の考え方）
災 害 廃 棄 物	木くず				別紙1
	家具類				別紙2
	布団類				別紙3
	畳				別紙4
	可燃物				別紙5
	コンがら				別紙6
	瓦				別紙7
	石膏ボード				別紙8
	金属くず				別紙9
	ガラスくず				別紙10
	不燃物				別紙11
	危険物等				別紙12
	家電（4家電）				別紙13
	その他家電				別紙14
合計					

家電（4家電）	
エアコン	〇〇台
テレビ	〇〇台
冷蔵庫	〇〇台
洗濯機	〇〇台

危険物	
消化器	〇〇台

運搬や処理の単位が個数の場合は、個数も必要

## 例) 災害廃棄物処理フロー図



# 災害廃棄物発生量の推計

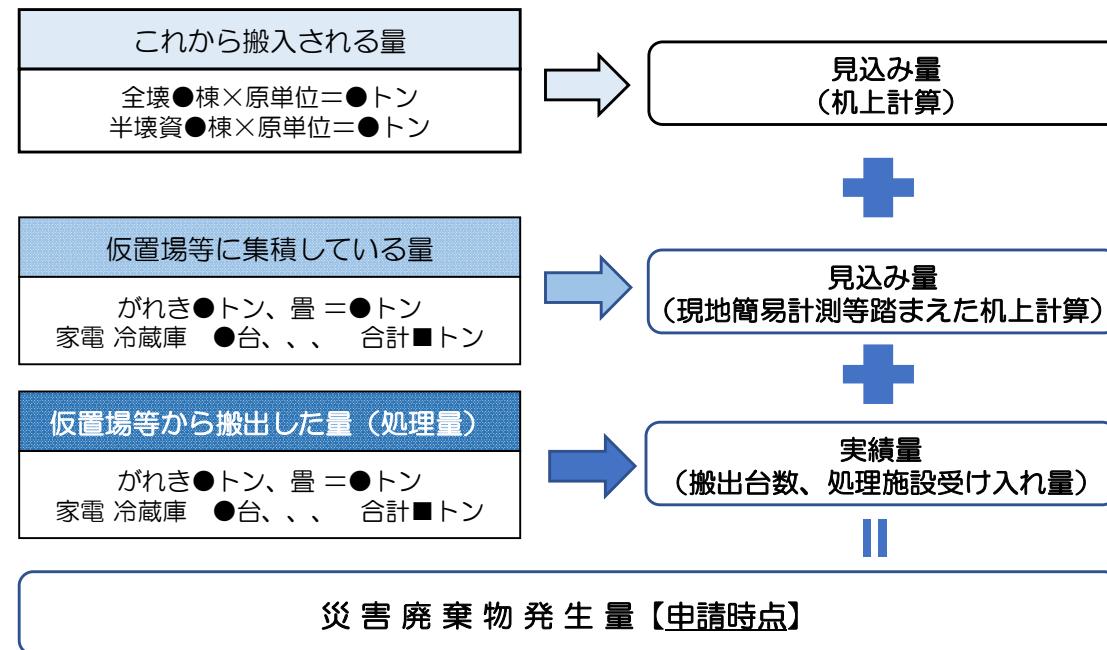
資料の目的：事業費の根拠

重要ポイント：総量とともに品目別の量が必要。推計量と実処理量の両方を明確に示す。

## 【作成ポイント】

<共通>

- 災害廃棄物の発生量や処理量は、災害査定の根幹となる。
- 事業が完了する前に災害査定を行う場合には、被害状況から発生量を推計する。
- 事業が完了した後に災害査定を行う場合には、処理フロー図等に処理量を記載することでも差し支えない。
- <発生量>
- これから搬入される見込み量、処理済み量などを根拠とともに整理し、発生量全体を示す。
- 下図のように、災害廃棄物の対象や申請時期により、様々な推計方法が混在する。
- 最も適した算出方法を選択し、根拠・計算式を明確に示すことが重要。

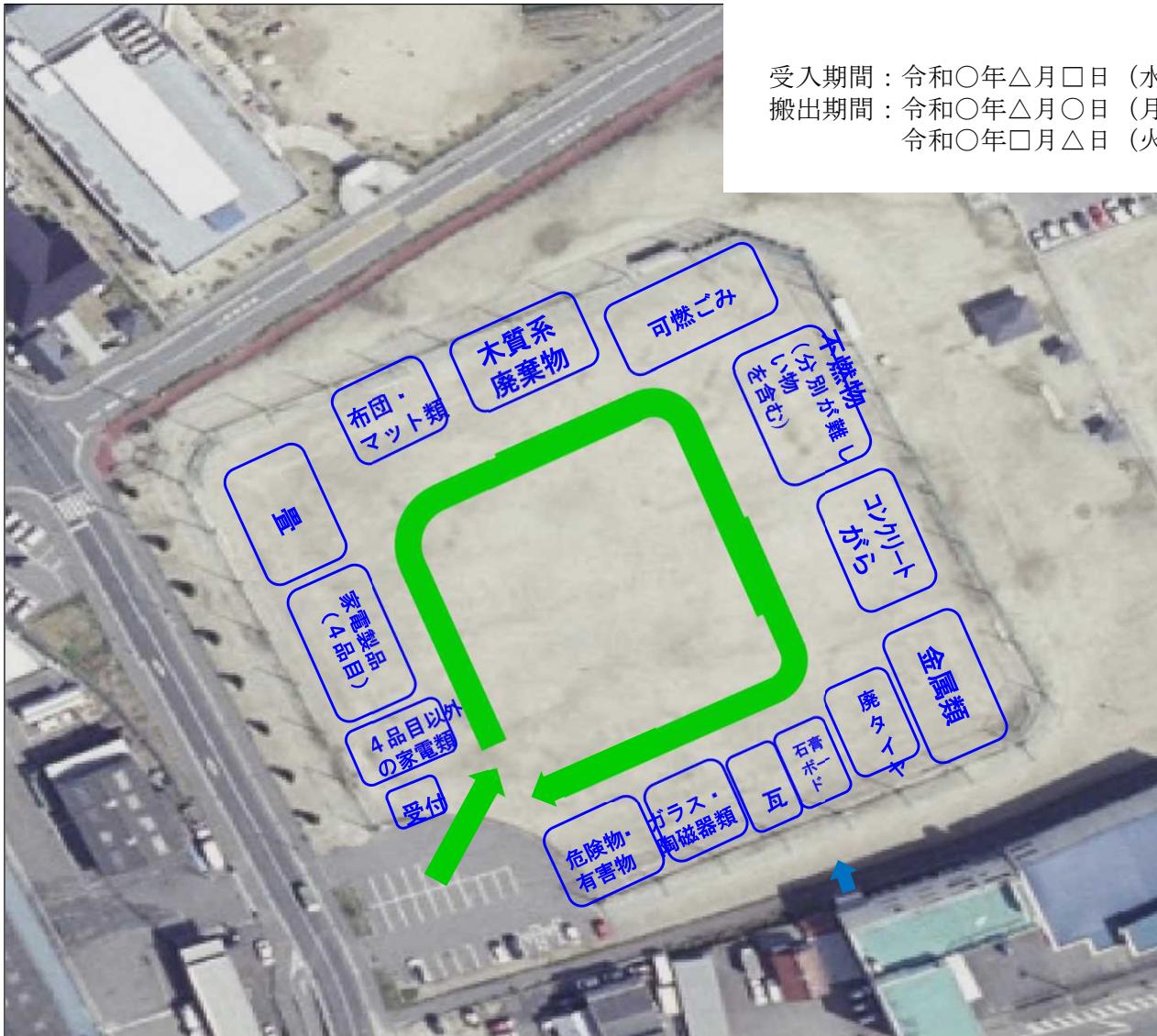


<処理フロー>

- 被災現場、ごみの種類、処理施設（処理委託先）ごとの量、流れを記載する。
- 積算内訳の番号、種類、量と一致するよう作成する。

# 災害廃棄物発生量の推計（仮置場）

## 【仮置場 ○○グランド災害廃棄物廃棄物配置図】



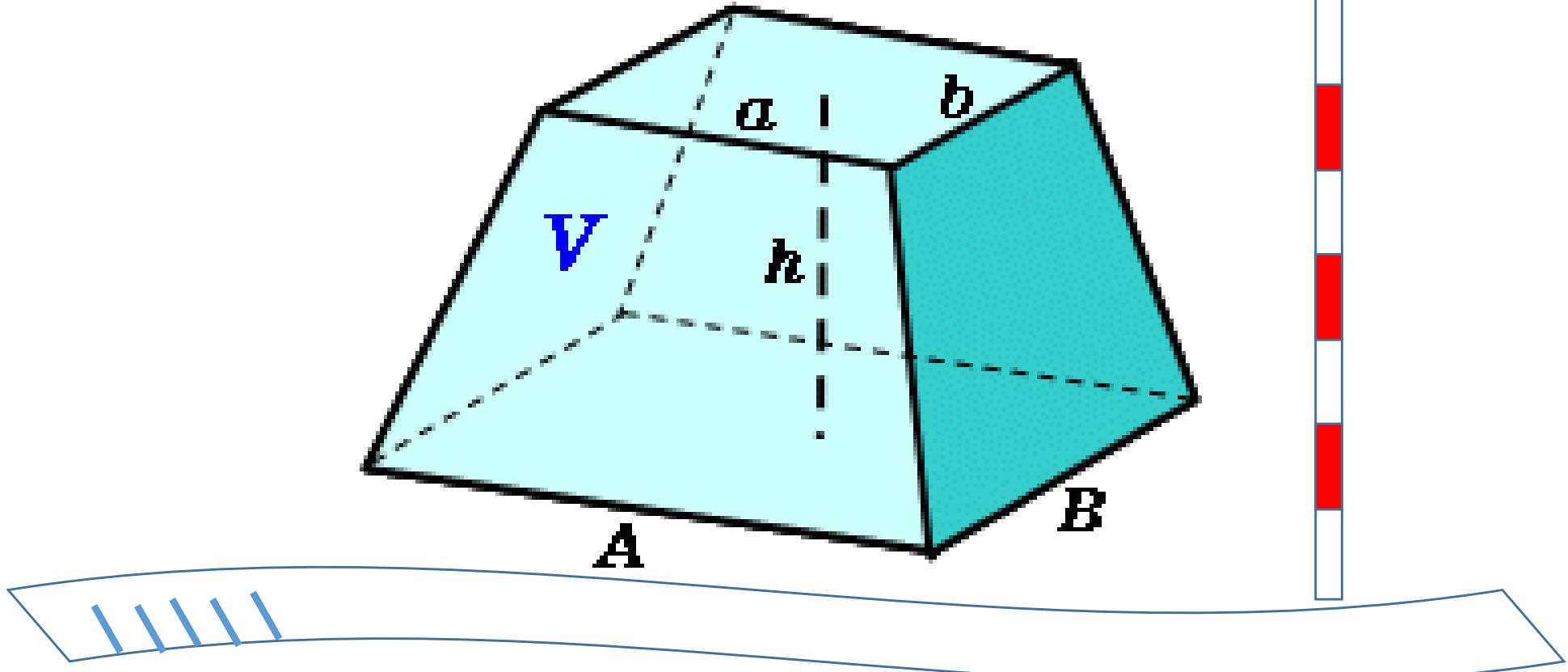
受入期間：令和〇年△月□日（水）～令和〇年△月XX日（日）

搬出期間：令和〇年△月〇日（月）～令和〇年△月△△日（金）（家電除く）  
令和〇年□月△日（火）～令和〇年□月□□日（金）（家電のみ）

【部屋番号 市営グラウンド事業】		
20a4	日付：令和〇年△月□日（水）	施設：市営グラウンド
	内容：畳	
20a5	日付：令和〇年△月△日（木）	施設：市営グラウンド
	内容：4点セットドレッサー	
20a6	日付：令和〇年△月△日（木）	施設：市営グラウンド
	内容：畳	
20a15	日付：令和〇年△月□日（水）	施設：市営グラウンド
	内容：瓦	
20a14	日付：令和〇年△月△日（木）	施設：市営グラウンド
	内容：石膏ボード	
20a13	日付：令和〇年△月□日（水）	施設：市営グラウンド
	内容：瓦	
	内容：瓦	

## 四角錐台の体積

※計測時の写真も忘れないように！



$$V = \frac{h}{6} (Ab + aB + 2(ab + AB))$$

※「縦×横×高さ」だけでは、測定の根拠が乏しい

## 比重換算表

産業廃棄物種類別重量換算係数

単位 トン／m<sup>3</sup>

産業廃棄物の種類	換算係数	産業廃棄物の種類	換算係数
燃えがら	1. 14	ゴムくず	0. 52
汚泥	1. 10	金属くず	1. 13
廃油	0. 90	ガラス・コンクリート製品及び陶磁器くず	1. 20
廃酸	1. 25	鉱さい	1. 60
廃アルカリ	1. 13	がれき類（建設廃材）	1. 48
廃プラスチック類	0. 35	動物のふん尿	1. 00
紙くず	0. 17	動物の死体	1. 00
木くず	0. 55	ばいじん	1. 26
繊維くず	0. 12	政令13号廃棄物	1. 48
動植物性残渣	0. 80	動物性固形不要物	1. 00
建設混合廃棄物	0. 26	廃電気機械器具	1. 00
感染性産業廃棄物	0. 30	廃石綿等	0. 30

※ 1 t (トン) = 1000 kg 1 kg = 0. 001 t (トン)

産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数 Ver.1.5

[www.jwnet.or.jp/uploads/media/2019/03/20190314161613.pdf](http://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2019/03/20190314161613.pdf)

※廃電気機械器具の1台の係数や一般廃棄物の係数も記載があります。

## (参考) 家屋解体から発生する廃棄物

家屋解体から発生する廃棄物（東日本大震災）				
	割合	重量（トン）	容積（㎥）	係数
柱角材	0.04	4.68	8.50	0.55
可燃物	0.16	18.72	28.80	0.65
不燃物	0.30	35.10	40.81	0.86
コンクリートがら	0.43	50.31	33.99	1.48
金属くず	0.03	3.51	3.10	1.13
その他	0.04	4.68	6.15	0.76
合計	1.00	117.0	121.35	
棟数	1	1 棟当たり	117 トン	
		117.00		

家屋解体から発生する廃棄物（H27関東・東北豪雨）				
	割合	重量（トン）	容積（㎥）	係数
柱角材	0.0210	2.46	4.47	0.55
可燃物	0.0440	5.15	7.92	0.65
不燃物	0.7050	82.49	95.91	0.86
コンクリートがら	0.0990	11.58	7.82	1.48
金属くず	0.0055	0.64	0.56	1.13
その他	0.0055	0.64	0.84	0.76
土砂	0.1200	14.04	7.38	1.90
合計	1.000	117.0	124.90	
棟数	1	1 棟当たり	117 トン	
		117.00		

一般（可燃物）  
一般（不燃物）  
一般（その他）  
盛土（砂質土）

家屋解体から発生する廃棄物（グランドデザイン）				
	割合	重量（トン）	容積（㎥）	係数
柱角材	0.054	6.32	11.49	0.55
可燃物	0.180	21.06	32.40	0.65
不燃物	0.180	21.06	24.48	0.86
コンクリートがら	0.520	60.84	41.10	1.48
金属くず	0.066	7.72	6.83	1.13
その他		0.00	0.00	0.76
合計	1.00	117.0	116.30	
棟数	1	1 棟当たり	117 トン	
		117.00		

家屋解体から発生する廃棄物（H28熊本モデル解体）				
	割合	重量（トン）	容積（㎥）	係数
柱角材	0.180	21.06	38.29	0.55
可燃物	0.010	1.17	1.80	0.65
不燃物	0.260	30.42	35.37	0.86
コンクリートがら	0.510	59.67	40.31	1.48
金属くず	0.010	1.17	1.03	1.13
その他	0.03	3.51	4.61	0.76
合計	1.00	117.0	121.41	
棟数	1	1 棟当たり	117 トン	
		117.00		

一般（可燃物）  
一般（不燃物）  
一般（その他）

災害廃棄物対策指針（平成31年4月1日改定）【技14-2】参照

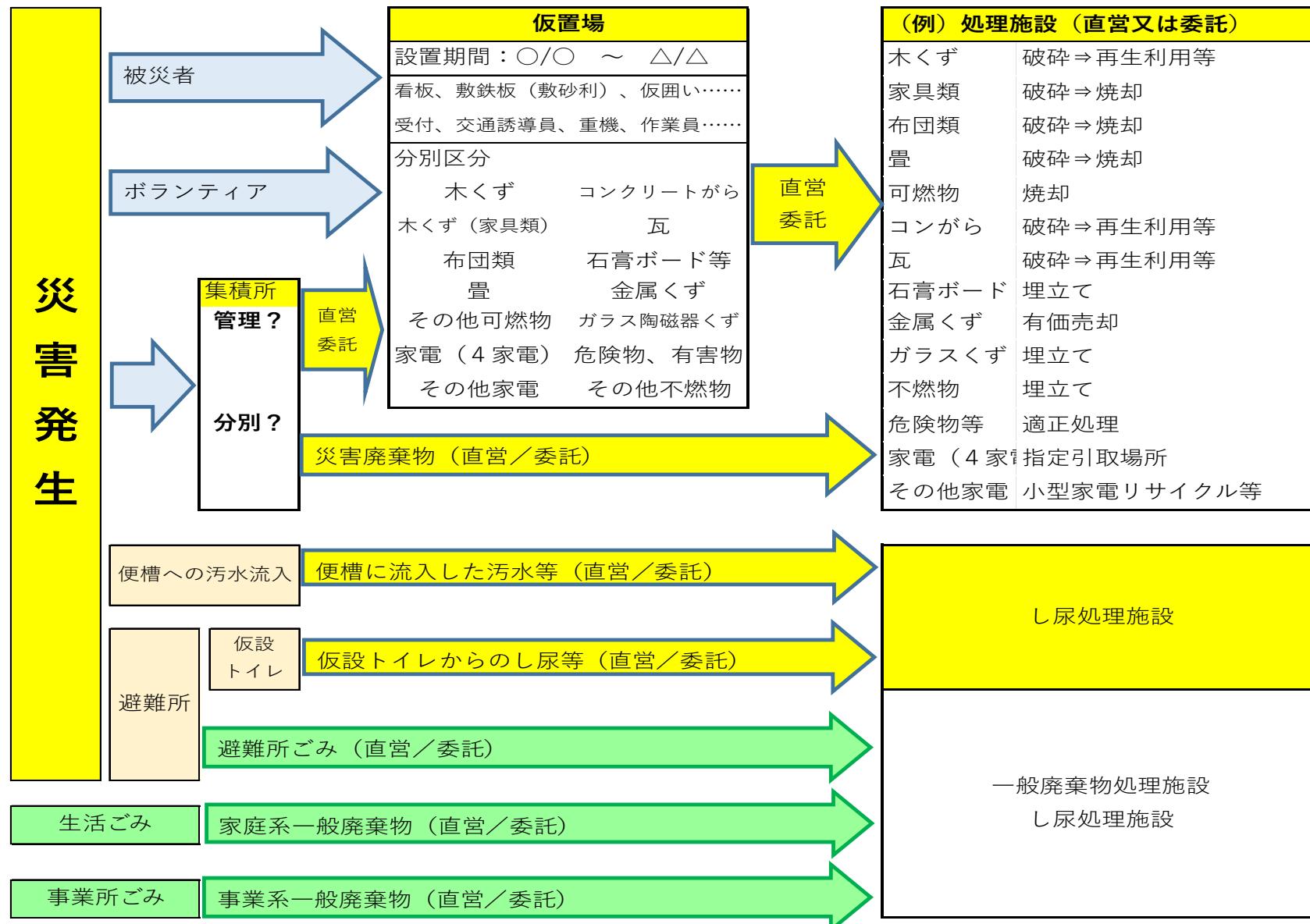
## 都道府県別の原単位

全被害率の内訳を木造:0.9、非木造0.1として、都道府県毎に災害廃棄物発生原単位を試算した結果を以下に示す。

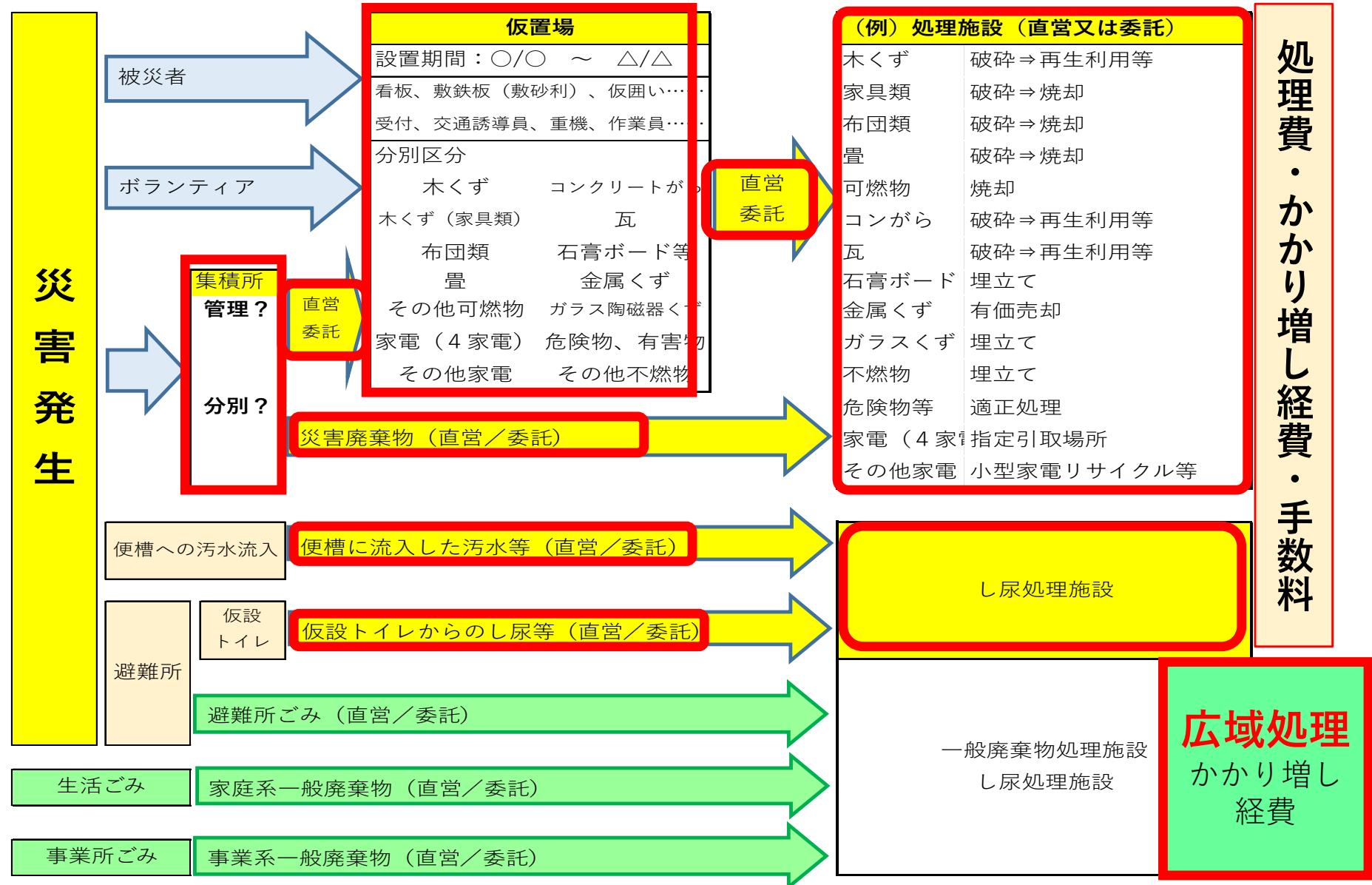
都道 府県名	床面積(m <sup>2</sup> )		災害廃棄物量(t/棟)		
	木造	非木造	木造	非木造	合算値
平均	95.4	301.4	57.2	361.7	87.7
北海道	117.1	272.7	70.3	327.2	96.0
青森	109.1	300.5	65.5	360.6	95.0
岩手	108.1	250.7	64.9	300.8	88.5
宮城	94.3	331.2	56.6	397.4	90.7
秋田	104.1	330.4	62.5	396.5	95.9
山形	107.8	256.5	64.7	307.8	89.0
福島	89.4	227.1	53.6	272.5	75.5
茨城	95.2	292.5	57.1	351.0	86.5
栃木	91.8	254.6	55.1	305.5	80.1
群馬	95.7	238.0	57.4	285.6	80.2
埼玉	99.1	353.7	59.5	424.4	96.0
千葉	96.4	407.7	57.8	489.2	101.0
東京	102.3	631.4	61.4	757.7	131.0
神奈川	102.8	446.4	61.7	535.7	109.1
新潟	115.4	306.3	69.2	367.6	99.1
富山	99.1	244.9	59.5	293.9	82.9
石川	112.1	338.4	67.3	406.1	101.1
福井	107.8	242.6	64.7	291.1	87.3
山梨	95.4	188.0	57.2	225.6	74.1
長野	100.1	196.3	60.1	235.6	77.6
岐阜	104.5	222.9	62.7	267.5	83.2
静岡	95.5	260.3	57.3	312.4	82.8
愛知	96.0	312.0	57.6	374.4	89.3

都道 府県名	床面積(m <sup>2</sup> )		災害廃棄物量(t/棟)		
	木造	非木造	木造	非木造	合算値
三重	81.2	190.4	48.7	228.5	66.7
滋賀	93.8	234.9	56.3	281.9	78.8
京都	81.3	268.1	48.8	321.7	76.1
大阪	84.5	382.6	50.7	459.1	91.5
兵庫	93.6	307.8	56.2	369.4	87.5
奈良	93.6	219.8	56.2	263.8	76.9
和歌山	84.5	192.4	50.7	230.9	68.7
鳥取	88.2	237.9	52.9	285.5	76.2
島根	81.3	227.4	48.8	272.9	71.2
岡山	79.1	213.6	47.5	256.3	68.3
広島	91.7	301.0	55.0	361.2	85.6
山口	82.4	206.8	49.4	248.2	69.3
徳島	87.1	188.2	52.3	225.8	69.6
香川	82.9	226.5	49.7	271.8	71.9
愛媛	84.1	223.4	50.5	268.1	72.2
高知	66.6	173.6	40.0	208.3	56.8
福岡	100.6	345.8	60.4	415.0	95.8
佐賀	99.0	270.8	59.4	325.0	86.0
長崎	91.4	270.0	54.8	324.0	81.8
熊本	97.9	253.4	58.7	304.1	83.3
大分	86.9	243.1	52.1	291.7	76.1
宮崎	85.5	225.4	51.3	270.5	73.2
鹿児島	77.7	204.5	46.6	245.4	66.5
沖縄	60.2	181.0	36.1	217.2	54.2

# 災害時的一般廃棄物(生活ごみ、災害ごみ等)の処理フロー



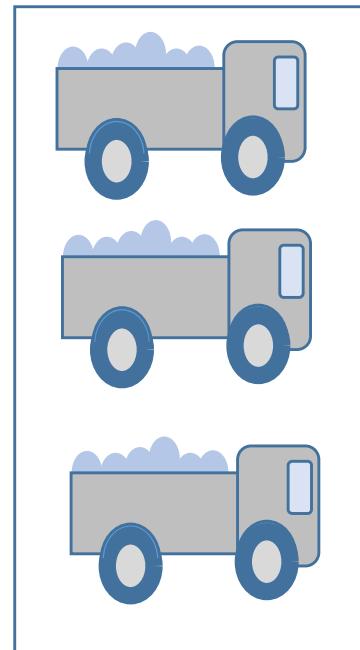
# 災害報告書における費用



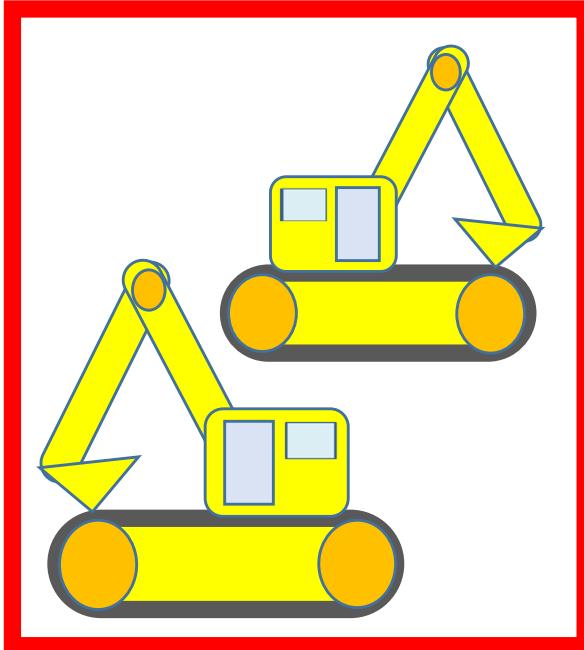
⇒災害等廃棄物処理事業における補助対象

## 仮置場における諸経費の対象範囲について

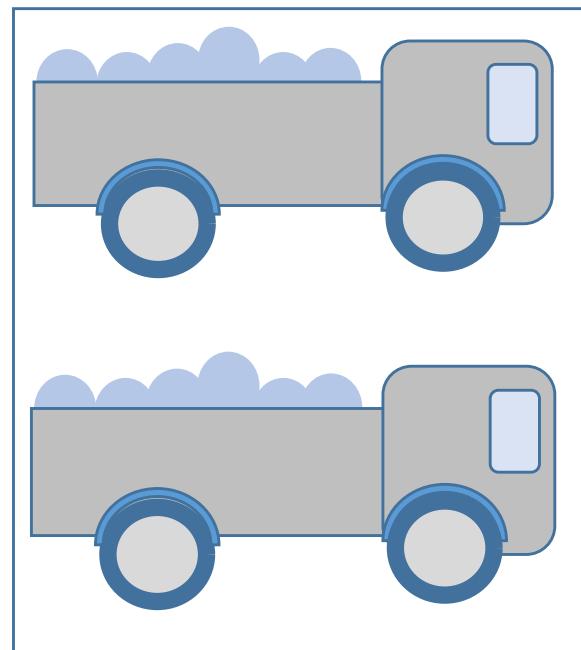
令和3年4月1日以降発生の災害に於いて、仮置場及び土砂混じりがれきに係る委託業務については、土木工事積算基準に基づいて積算を行う際は、同基準に定める間接工事費及び一般管理費等が補助対象となります。  
土木工事積算基準に基づかない場合は、従来どおり諸経費は、15%のままとなります。（仮置場の運営費も諸経費の対象）



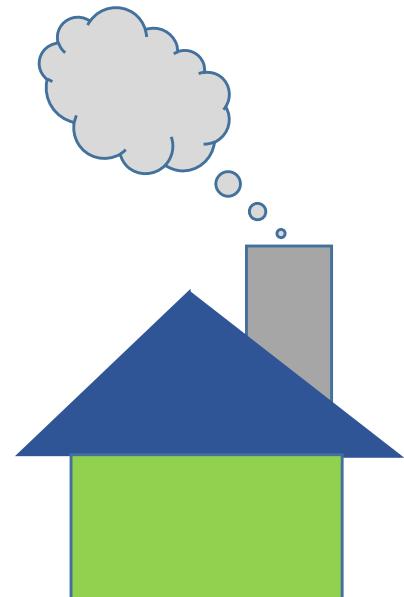
収集・運搬



仮置場の造成・復旧  
災害廃棄物の分別等



運搬



処分

土砂混じりがれきに係る委託業務（撤去・分別・運搬）

# 収集運搬に係る推計について

- ・災害廃棄物の種類に応じた運搬に適した車両をチョイス
- ・災害廃棄物処分先の施設の搬入車両の条件を確認



- ・災害廃棄物の種類毎、1回当たり何トン運搬可能か？
- ・廃棄物処理施設までの距離（1日何回運べるか？、積込時間も考慮！）
- ・廃棄物処理施設の処理能力・処理可能量（何トン処理可能なのか？）

参考：1台当たりの積載量

	2 t_ダンプトラック	4 t_ダンプトラック	10 t_ダンプトラック
木質系	3. 1 m <sup>3</sup>	4. 6 m <sup>3</sup>	10 m <sup>3</sup>
ガラ系	1. 6 m <sup>3</sup>	2. 5 m <sup>3</sup>	6. 6 m <sup>3</sup>

※災害等廃棄物処理事業の取り扱いについて（環循適第2007318号）を参照

# 事業費算出内訳の根拠資料 (5) 事業費算出内訳の根拠資料

令和2年度東北地方ブロックにおける大規模災害に備えた地方公共団体による  
災害廃棄物処理計画作成支援等業務

## 自治体用 災害報告書 ひな形 <東北版>

令和3年3月

東北地方環境事務所

### 災害報告書ひな形<東北版>

#### 目次

1.はじめに（本資料の位置づけ）	1
2.災害報告書に必要な資料の概要	2
3.災害報告書の作成	3
3.1 災害報告書のイメージ	3
3.1.1 報告書の様式	3
3.1.2 気象（「1.災害等の概況」「7.添付資料(1)気象データ」）	5
3.1.3 位置（「2.全般的被害状況」「7.添付資料(2)行政区域図等(3)被災写真」）	7
3.3.1 行政区域図、詳細図面	7
3.3.2 被災写真	11
3.4 量・処理フロー（「7.添付資料(4)災害廃棄物発生量の推計資料」）	19
3.4.1 災害廃棄物発生量	20
3.4.2 災害廃棄物の処理フロー	21
3.5 費用（「5.事業費見込額、6.事業費算出内訳、事業費算出根拠資料」について）	21
3.5.1 「5.事業費見込額」について	21
3.5.2 「6.事業費算出内訳」について	21
3.5.3 「7.添付資料5.事業費算出内訳の根拠資料」について	23
4.災害等報告書事前提出のチェック	85

# 事業費算出内訳の根拠資料 (5) 事業費算出内訳の根拠資料

## 3.5.3 「7.添付資料5 事業費算出内訳の根拠資料」について

資料の目的：事業費算出内訳の根拠資料の確認

重要ポイント：計上された各経費について、数量、単価、契約方法を合理的に説明するよう作成する。

### 【作成ポイント】

- 事業費算出内訳の根拠資料として添付するべき資料は次ページを参照。
- 見積が3者未満の場合は理由書をつけ、単価の根拠を明確にする。
- 事業や契約の進捗状況に応じて添付するべき資料が異なることに要注意。
- 作業日報等、資料が大部にわたるものは災害査定の場で提示をすることでも差し支えない。
- 必ずインデックスを貼ること。

### （参考1）事業費算出内訳の根拠資料として添付する資料について

契約書等の金額を確認できる資料

- 下記の分類に応じて資料を添付すること。その他、すでに業務が完了しているような場合には、業務報告書、支払が確認できる資料や災害協定等に基づき他市町村への委託等をしている場合には協定書等の参考となる資料を添付すること。
- 事業及び契約の進捗状況に応じて、添付するべき資料が異なる。

### （参考：契約方法・契約状況に応じた添付資料の見本表）

契約方法	契約状況	提出書類
随意契約	未済	予定価格請求書、設計図書等
	3者未満の見積	見積書、契約書、随意契約理由書、見積が3者未満の理由書
	3者以上の見積	見積書、契約書、随意契約理由書
競争入札	入札前	予定価格請求書、設計図書等
	入札後	予定価格請求書*、設計図書等、開札結果、契約書

\*自治体において予定価格を公表していない場合には開札結果、契約書を添付することで差し支えない。

員数、単価、共通仮設費等の算出方法及び率を確認できる資料

- 公共工事設計労務単価、建設物価、都道府県・市町村工事横算要領等の該当部分の考え方を説明すること。また、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等についても算出方法を記載すること。
- 作業日報等、資料が大部にわたるものは、一覧表を作成し、日別の資料は、査定の場で提示すること。
- それぞれ処理等の状況に合わせて確認できる写真もあるとベターである。例示は、下記の通り。
  - ◆ 労務費：作業日報一覧、作業日報、業務日誌、計量証明書等
  - ◆ 重機借上料：作業日報一覧、作業日報、業務日誌、運航記録等
  - ◆ 処理処分費：伝票、計量証明等

◆ 燃料費：燃料使用一覧、走行距離一覧等（使用した燃料の量がわかる資料や走行距離の記録等）

※実地調査時（災害査定）において、資料が不十分であり、事業費算出内訳等の妥当性や必要性について説明ができない場合には、査定の対象となり、再査定も行われないことから、査定当日は十分な体制を組んでおくことが重要である。

※事業費の算出の際は、災害廃棄物量や費用を丸めることなく、正確な数値を使用すること。

### （参考2）災害等報告書の編集イメージについて

それぞれの資料の始まりにはインデックスを付すなど見やすくすること。

### （1）マニュアルの例

#### （4）添付資料5 事業費算出内訳根拠資料

##### 〇〇收集・運搬委託業務【1】

契約の相手方：xxx 株式会社  
契約方法：随意契約（地方自治法第〇条の〇）  
業務内容：1次設置場から2次設置場への収集・運搬  
実施期間：令和xx年x月x日～xx月xx日  
事業費：△△△円

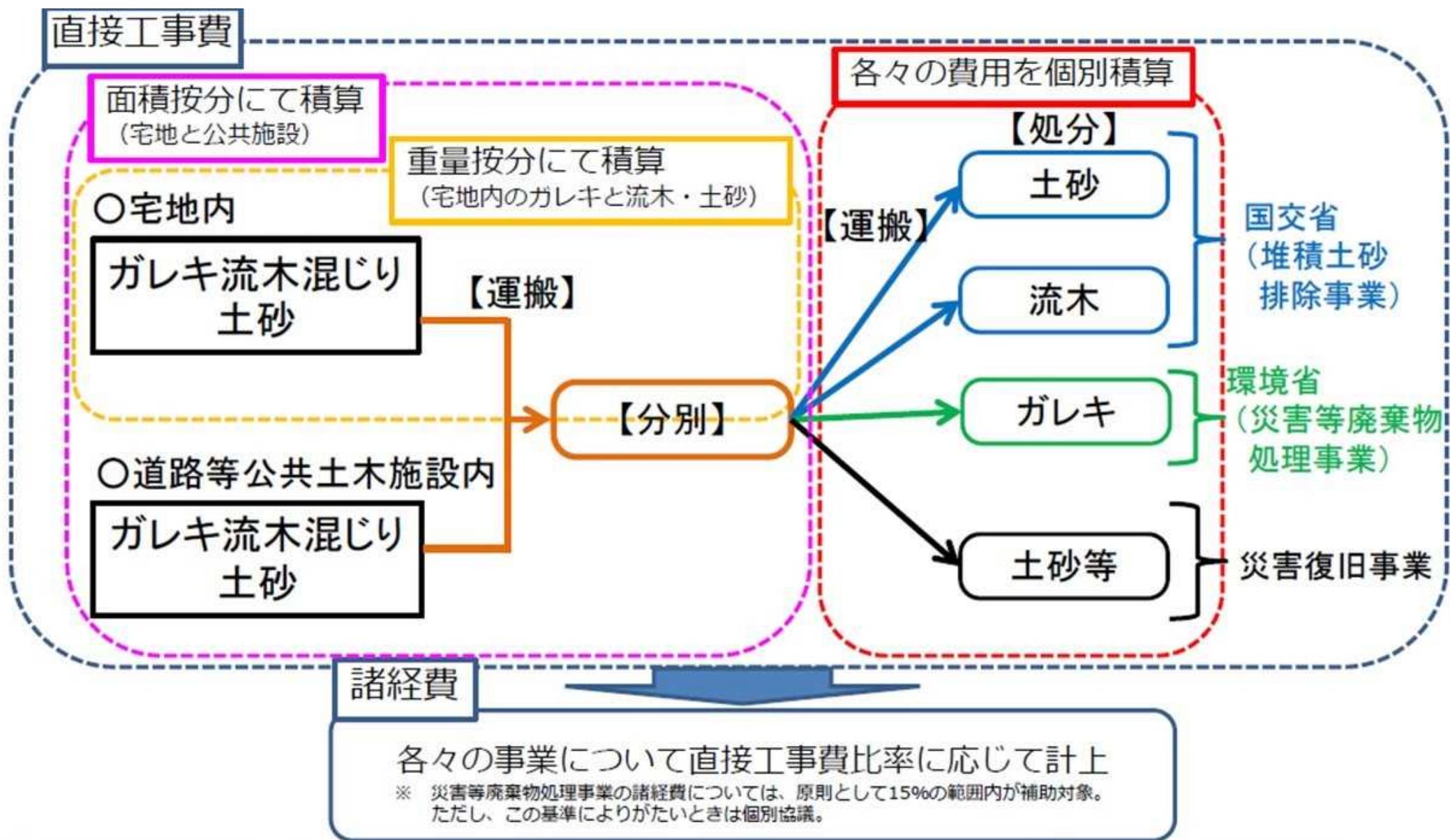
添付資料：（1）見積書  
（2）契約書・支出し負担行為決議書  
（3）随意契約理由書  
（4）災害協定書  
（5）請求書・支出決定決議書  
（6）作業日報

##### 【ポイント】

- 事業費算出内訳の根拠資料として添付するべき資料は次ページを参照。
- 事業や契約の進捗状況に応じて添付するべき資料が異なることに要注意。
- 作業日報等、資料が大部にわたるものは災害査定の場で提示をすることでも差し支えない。
- 必ずインデックスを貼ること。

マニュアル p.72 参照

# 国土交通省との連携



※堆積土砂排除事業は、二次被害のおそれや衛生上等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可  
※災害等廃棄物処理事業は、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行う場合は直接排除可

# 宅地の堆積土砂等の対象事業 (国土交通省事業と環境省事業の連携による対応)

堆積土砂量 エリア	・市町村内全域で3万m <sup>3</sup> 以上 または ・一団で2千m <sup>3</sup> 以上	左記未満
・都市計画区域内 または ・都市計画区域外の集 落地（家屋が10戸以 上隣接している場合）	<p>堆積土砂排除事業（国交省） 災害等廃棄物処理事業（環境省）</p> <p>○土砂のみの場合 →堆積土砂排除事業の活用 <b>※家屋内（床下含む）の土砂も対象であるこ とを明確化（R1.10.18～）</b></p> <p>○土砂・がれき混合の場合 →両事業併用（一括スキーム）の活用</p>	
上記以外	→「土砂混じりがれき」の場合、災害等廃棄物処理事業を活用 災害等廃棄物処理事業（環境省）	

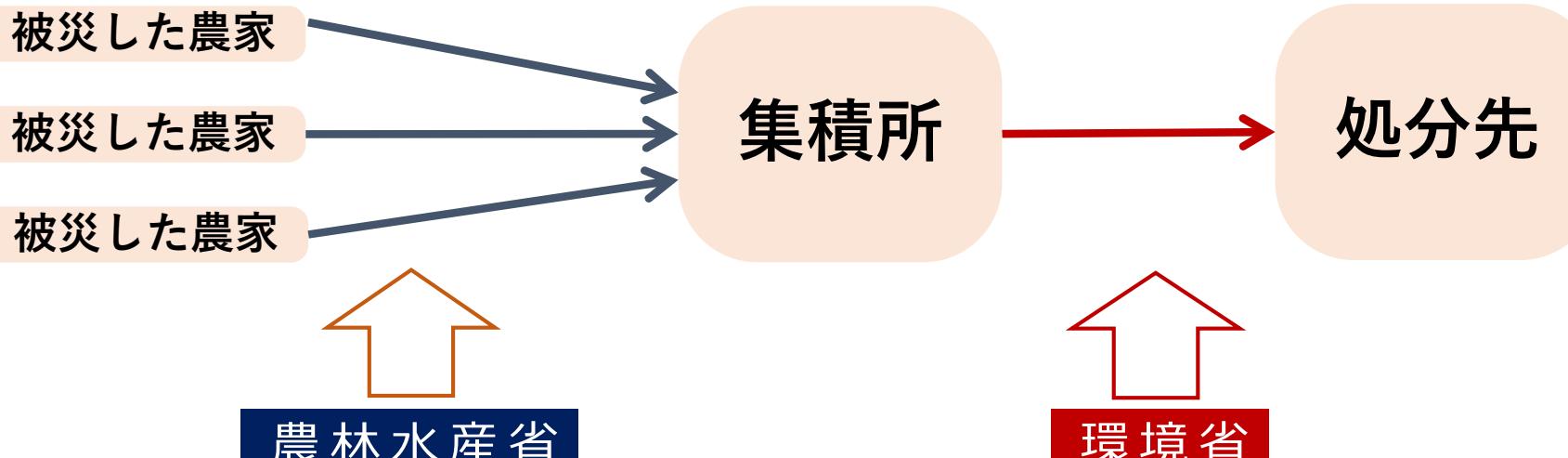
# 農林水産業との処理スキーム

## 1. 事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ビニールハウス、稻わら等の撤去・処理を支援。

## 2. 処理スキーム

被災した農家が被災した農業用ビニールハウス、稻わら等を撤去。市町村とJA等が場所と日時を設定し、被災した農業用ビニールハウス、稻わら等を集積。市町村が委託した処理業者が農業用ビニールハウス、稻わら等を処理。



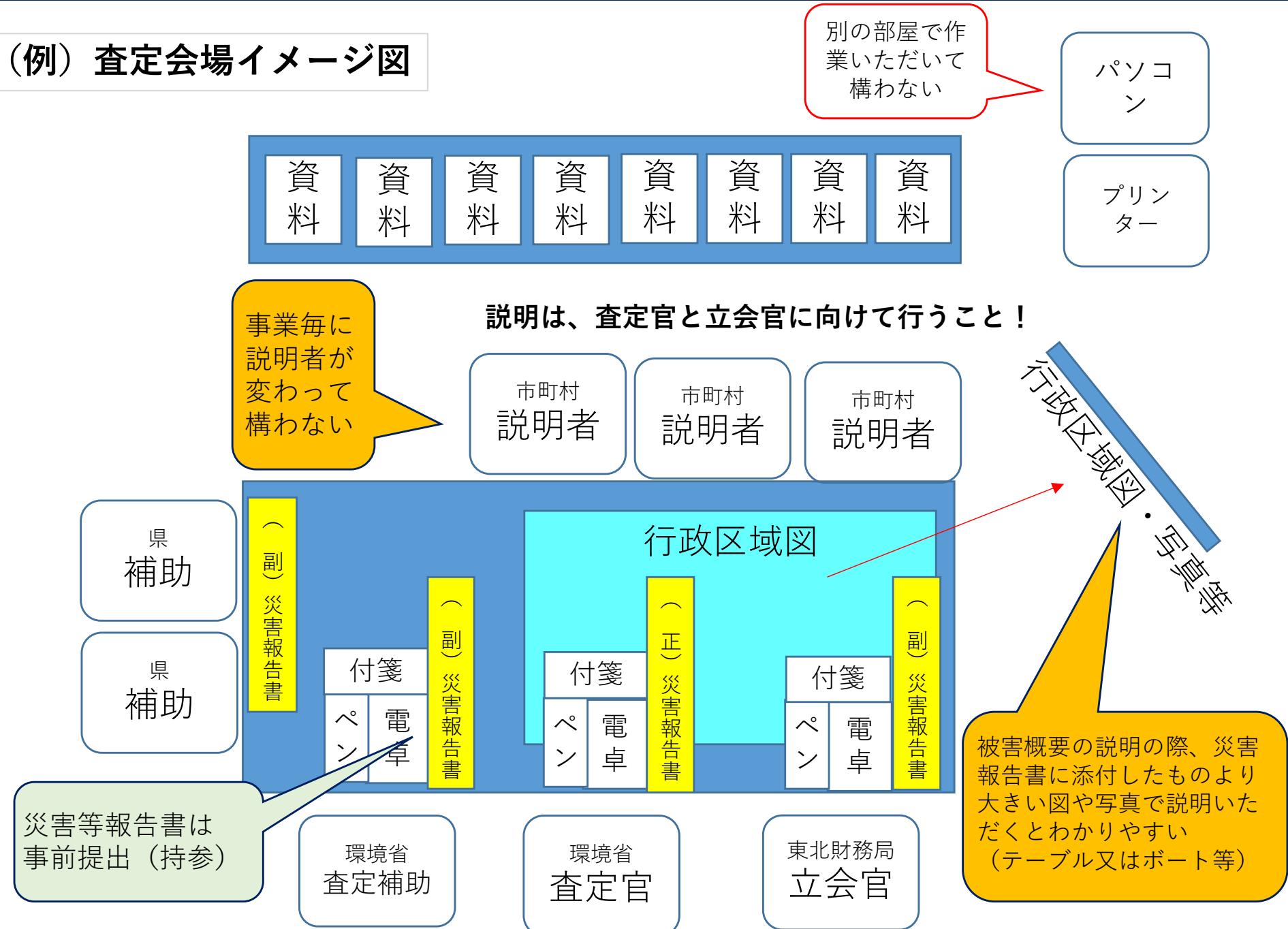
被災した農業用ビニールハウス、稻  
わら等の撤去に係る経費を支援

市町村が、災害等廃棄物処理事業  
費補助金を活用して処理

※農林水産省の補助事業は恒常的なものではなく、災害ごとに支援の有無を決定。

## 4. 災害査定における確認事項等

### (例) 査定会場イメージ図



## (ごみ処理：参考) 災害査定の手順等

- ①\_環境省からの挨拶、財務局立会官の紹介
- ②\_被災市町村から被害概要の報告
- ③\_災害補助金採択要件の確認（気象情報）
- ④\_被害の詳細の確認（行政区域図、写真等）
- ⑤\_ごみ処理の流れの確認（フロー図）
- ⑥\_災害廃棄物発生量（推計の根拠等）
- ⑦\_事業費算出内訳書の確認
  - ・ごみ処理の流れとの整合性の確認
  - ・災害廃棄物発生量との整合性の確認
  - ・契約方法、単価、日報等の整合性の確認
- ⑧\_財務局立会官との意見交換、朱入れ、サイン

# 災害等廃棄物処理事業費の査定

事業費算出内訳書の確認において、ごみ処理の流れ、災害廃棄物発生量の推計は、事業費算定の根幹となる重要な資料

ごみ処理の流れ（フロー図）

費用の発生の項目

- 収集・運搬 ○仮置場（分別・管理） ○処分

災害廃棄物発生量の推計

費用の発生の根拠

- 収集・運搬に係る日数・運搬台数
- 仮置場（分別・管理）に係る重機・作業員等
- 処分に係る廃棄物の種類・数量等

# 仮置場における対象経費の証拠書の確認について

事業が終わっている場合を想定。（終わってない場合は、その推計）

仮置場の造成に必要な機材、作業員等

敷砂利（必要面積、厚さ、図面等）

敷鉄板（必要枚数、運搬費、日数、図面等）

仮置場の復旧

復旧の範囲（図面）、復旧が必要な理由

復旧に係る機材、作業員等

災害廃棄物の管理、分別等

分別に必要な機材、消耗品、作業員

交通誘導員（必要な理由、配置場所等）

その他

受付、交通誘導員（必要な理由、配置場所等）

休憩所、トイレ等

これらの経費に係る

○見積書

○契約書・支出負担行為決議書

○（随意契約理由書）

○（災害協定書）

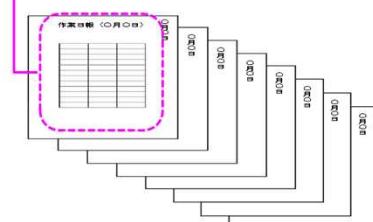
○請求書・支出決定決議書

○作業日報集計表（日報は査定会場に持参）

作業日報集計表

件名 仮置場設置業務										株式会社〇〇〇	
名称	〇月〇日	数量	備考								
ノックホウ0.45m³級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.5	1往復
運搬距離10km以下	0.5										
機械式フォーク0.45m³級	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1か月
特殊運転手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20人	
小計											
消費税10%											
合計											

日報は別添とし、集計表で数量を集計



# 収集・運搬及び処分に係る経費の証拠書の確認について

事業が終わっている場合を想定。（終わってない場合は、その推計）

## 被災地から仮置場（又は、処理施設）まで運搬

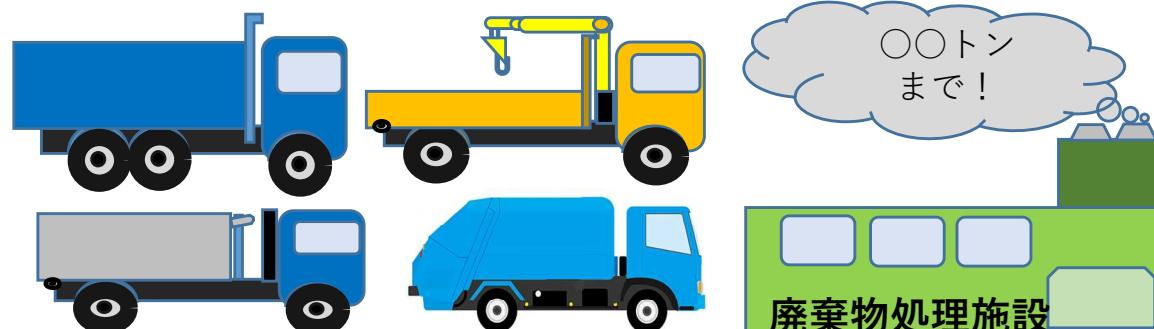
1台あたりの単価？ 1日あたりの単価?  
運搬車の種類及び運転手及び作業員の人数等

## 仮置場から処分先（処理施設）までの運搬

1台あたりの単価？ 1日あたりの単価?  
運搬車の種類及び運転手及び作業員の人数等  
災害廃棄物の種類毎運搬可能量（容量or重量）  
運搬に必要な台数  
災害廃棄物発生量推計等との整合性の確認

## 災害廃棄物の処分（破碎、焼却、リサイクル）

災害廃棄物の種類毎の処理単価、処理量  
災害廃棄物発生量推計等との整合性の確認

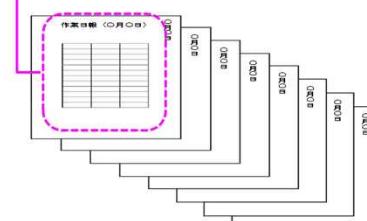


## これらの経費に係る

- 見積書
- 契約書・支出負担行為決議書
- （随意契約理由書）
- （災害協定書）
- 請求書・支出決定決議書
- 作業日報集計表（日報は査定会場に持参）

作業日報集計表										
件名 仮置場設営業務										
株式会社〇〇〇										
名称	〇月〇日	数量 備考								
ノックホウ 45m³級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.5 1往復
運搬距離1km以下	0.5									
機械式フォーク 0.45m³級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1か月
特殊運転手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20人
小計										
消費税10%										
合計										

日報は別添とし、集計表で数量を集計



# 家屋解体に係る証拠書の確認について

解体する家屋棟数等の推計等が終わっている必要があります。

## 住家の解体（全壊家屋の罹災証明及び意向確認）

公費解体に係る要綱等（費用償還含む）

該当被災者の解体に係る意思確認

## 非住家の解体（全壊と判定した根拠等）

被災証明？（被害の程度の確認）

公費解体に係る要綱等（費用償還含む）

該当被災者の解体に係る意思確認

## 解体に係る被住家等の一覧

解体家屋等の構造、一階/二階建、延床面積等

（数が多い場合は、市町村の平均データでも可）

## 解体に係る費用積算方法

### ①環境省通知

「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」

（令和4年4月1日付け環循適発第22040117号）に  
準じて積算する。

### ②他の方法による積算

（根拠資料として耐えられるものであること）

## 仮設工事費（必要最低限）

○交通誘導員

（解体現場により判断）

○足場掛（根拠）

○防塵シート（必要かどうか）

○仮設搬出路（必要に応じ）

○小運搬（特殊な場合）

## 各種単価及び運搬

○単価は年度地域毎に違う  
（建設物価等で確認）

○処分先を想定しないと運搬に係る  
事項が積算できない

○運搬車両の大きさは、被住家の道  
路事情で判断

## 処分費は別に積算

○「災害等廃棄物処理事業の取扱い  
について」には、処分費の積算基準  
はないので、別に積算すること

# 「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」に基づいた積算例

■番号：

## 倒壊家屋等の解体工事費積算書（木造家屋）

1. 所有者名	○○ ○○
2. 住所	
3. 延べ床面積	93.07 m <sup>2</sup>
4. 1階床面積	66.07 m <sup>2</sup>
5. 建物の種別	木造 2階建て
6. 解体工事費（基礎解体を含む）	1,078,913 円
7. 運搬費（基礎部を含む）	103,327 円
8. 解体工事費（6. + 7.）	1,182,240 円
9. 諸経費（15%）	177,336 円
10. 解体工事費（諸経費込み）	1,359,576 円
11. 消費税（10%）	135,957 円
12. 合計金額（税込、諸経費込み）	1,495,533 円

■運搬に関する条件		<積算条件>	
・家屋部	木造（混載）	①がれき発生量 C (家屋部) =	0.810 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>
・基礎部	木造家屋の基礎	②がれき発生量 C (基礎部) =	0.134 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>
・積載	4t	③運搬速度 V =	20 km/時
		④運搬距離（往復） L =	10.00 km
		⑤積込等による待ち時間 α =	16.00 分
		⑥ダンプ 1時間当たりの経費 A =	5,094 円/時
		⑦1台当たりの積載土量 q × f =	3.72 m <sup>3</sup> （混載）
		⑧1台当たりの積載土量 q × f =	2.50 m <sup>3</sup> （ガラ）
・基礎部の解体費（算出式 2.）を含む		・基礎部から発生する廃棄物の運搬費（算出式 5.）を含む	

(注) 運搬費について、路地等でダンプの進入ができず、手押し運搬等で行なう場合は、別に積算する。

(注) 廃棄物処理費用は解体工事費に含まない。

### 1. 解体工事費（木造家屋部）

(消費税・諸経費抜き)							仮設工事費	解体費 (合計)
A	α	B	β	—	係数	延べ床面積	I	II
円/m <sup>2</sup>	—	円/m <sup>2</sup>	—	—	—	m <sup>2</sup>	円	円
6072.5	0.333	4272.5	0.667	—	1.051	93.07	431,425	552,083
A : 手解体費（円/m <sup>2</sup> ）を入力	α : 手解体の割合（割合が不明の場合には1/3以下）	B : 機械解体費（円/m <sup>2</sup> ）を入力	β : 機械解体の割合（1 - α）	—	係数	延べ床面積	解体工事費（木造）	解体工事に係る仮設工事費
				—				解体費（木造）

出典：建築コスト情報／2018・7月 P.421（手解体費A、機械解体費B）

### ■解体工事費 I 算出式（木造）

$$\text{解体工事費 I} = (A \times \alpha + B \times \beta) \div 1.051 \times \text{延べ床面積 (m<sup>2</sup>)}$$

### 2. 解体工事費（基礎部）

(消費税・諸経費抜き)

木造建物基礎解体費	一階床面積	解体費 (木造建物基礎部)
円/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円
1,444	66.07	95,405

1-1. 仮設工事費 II	数量(m <sup>3</sup> )	単価(円/m <sup>3</sup> )	金額(円)
交通誘導員	93.07	500	46,535
足場掛け等	93.07	2,211.92	205,863
防塵シート	93.07	3,220	299,685
合計			552,083

出典：「公共工事設計労務単価（H30.3）」及び

「営繕工事複合単価（H30.8、広島県）」等から算出

※家屋等の解体工事の期間を5日間と想定して積算。

### 3. 解体工事費（木造家屋部+基礎部）

$$\text{解体費 (合計)} = \text{木造家屋部} + \text{基礎部} = \text{解体工事費 (合計)}$$

$$= 983,508 + 95,405 = 1,078,913$$

# 「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」に基づいた積算例（続き）

## 4. 解体工事に伴う廃棄物運搬費（木造家屋部）

(消費税・諸経費抜き)													
運搬速度	運搬1km当たりの所要時間	運転距離	運搬に要する時間	積込み等による待ち時間	積込み、運搬、積下ろしに要する時間	一台当たりの積載土量	係数	1時間当たりの運搬土量	ダンプ1時間当たり経費	単位面積当たりのがれき発生量	延べ床面	家屋部からのがれき発生量	家屋部運搬費
V	$\beta$	L		$\alpha$	Cm	$q \times f$	E	Q	A	C			
km／時	分／km	往復：km	分	分	m <sup>3</sup> ／台			m <sup>3</sup> ／時・台	円／時・台	m <sup>3</sup> ／m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	円
20.00	3.00	10.00	30.00	16.00	46.00	3.72	0.9	4.36695652	5,094	0.810	93.07	75.3867	87,937
=P8③	$\frac{60}{V}$	=P9④	$\beta L$	=P10⑤	$\beta L + \alpha$	=P12⑦ 木質系 58%+ガラ系42%		$q f E$ (Cm/60)	=P11⑥ 4 t 車	=P6①	=E7	C × (延床)	$\frac{AC \times (\text{延床})}{Q}$

## 5. 解体工事に伴う廃棄物運搬費（基礎部）

(消費税・諸経費抜き)													
運搬速度	運搬1km当たりの所要時間	運転距離	運搬に要する時間	積込み等による待ち時間	積込み、運搬、積下ろしに要する時間	一台当たりの積載土量	係数	1時間当たりの運搬土量	ダンプ1時間当たり経費	単位面積当たりのがれき発生量	1階床面積	基礎部からのがれき発生量	基礎部運搬費
V	$\beta$	L		$\alpha$	Cm	$q \times f$	E	Q	A	C			I
km／時	分／km	往復：km	分／時	分	m <sup>3</sup> ／台			m <sup>3</sup> ／時・台	円／時・台	m <sup>3</sup> ／m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	円
20.00	3.00	10.00	30.00	16.00	46.00	2.50	0.9	2.93478261	5,094	0.134	66.07	8.866594	15,390
=P8③	$\frac{60}{V}$	=P9④	$\beta L$	=P10⑤	$\beta L + \alpha$	=P13⑦ ガラ系		$q f E$ (Cm/60)	=P11⑥ 4 t 車	=P7②	=E8	C × (延床)	$\frac{AC \times (\text{延床})}{Q}$

## 6. 廃棄物運搬費（木造家屋部+基礎部）

$$\begin{array}{l} \text{運搬費(合計)} \quad \text{木造家屋部} \quad + \quad \text{基礎部} \quad = \quad \text{廃棄物運搬費(合計)} \\ = 87,937 \quad + \quad 15,390 \quad = \quad 103,327 \end{array}$$

<参考>

q × f : 1台当たりの積載土量

①木質系

2 t	3.1 m <sup>3</sup>
4 t	4.6 m <sup>3</sup>
10 t	10.0 m <sup>3</sup>

②ガラ系

2 t	1.6 m <sup>3</sup>
4 t	2.5 m <sup>3</sup>
10 t	6.6 m <sup>3</sup>

③混載（木質系58%、ガラ系42%）

2 t	2.47 m <sup>3</sup>
4 t	3.72 m <sup>3</sup>
10 t	8.57 m <sup>3</sup>

A : ダンプ1時間当たりの経費

2 t	4,320 円／時
4 t	5,088 円／時
10 t	8,648 円／時

C : 単位面積当たりのがれき発生量

家屋部	木造（木質系）	0.47 m <sup>3</sup> ／m <sup>2</sup>
	木造（ガラ系）	0.34 m <sup>3</sup> ／m <sup>2</sup>
	RC（ガラ系）	0.832 m <sup>3</sup> ／m <sup>2</sup>
	木造（木質系とガラ系の平均）	0.405 m <sup>3</sup> ／m <sup>2</sup>
基礎部	木造家屋の基礎	0.1342 m <sup>3</sup> ／m <sup>2</sup>
	RC造家屋の基礎	0.2 m <sup>3</sup> ／m <sup>2</sup>

※ V ≥ 6km／時（交通渋滞の解消策を図り、出来る限り V ≥ 10とする）

※ α ≤ 16分

注) 路地等でダンプの進入が出来ず、手押し運搬等を行う場合は、別に積算する。

<算出式>

①運搬費（円） = (A / Q) × C × 延べ床面積 (m<sup>2</sup>)

A : ダンプ1時間当たりの経費（円／時）  
Q : 1時間当たりの運搬土量（m<sup>3</sup>／時）  
C : 単位面積当たりのがれき発生量（m<sup>3</sup>／m<sup>2</sup>）

②Q = (60 × q × f × E) / Cm

Q : 1時間当たりの運搬土量（m<sup>3</sup>／時）  
q × f : 1台当たりの積載土量  
E : 係数 (0.9)  
Cm : 積込み、運搬、積下しに要する時間（分）  
= β L + α  
= (60 / V) × L + α

β : 運搬1km当たりの所要時間（分）

= (60 / V)

V = 運搬速度（km／時）

L = 運搬距離（往復：km）

α : 積込等による待ち時間（分）

## (施設復旧：参考) 災害査定の手順等

①\_環境省からの挨拶、財務局立会官の紹介

②\_被災市町村から被害概要の報告

③\_災害補助金採択要件の確認（気象情報）

④\_被害の詳細の確認（写真、施設図面等）

- ・現地調査（実施が必要な場合）・・・机上の場合は、写真等で入念に確認

→被災箇所、範囲等が復旧見込額の内訳や設計書と合致しているか？

※被災箇所の写真、被災の程度、復旧が必要な理由

⑤\_事業の流れの確認（被災箇所毎の復旧方法、工程等）

- ・事業実施に必要な施設の復旧であるか？

- ・その復旧方法を選んだ根拠等

- ・復旧一覧表の確認等（被災箇所毎の部品交換や洗浄、修理、数量拾い一覧表等）

⑥\_災害復旧見込額の確認

- ・員数が過大となっていないか？、機器のグレードアップは無いか？

- ・通常の維持管理の範疇の復旧では無いか（便乗復旧等）

- ・随意契約の場合、その事業者以外の業者は不可能か？

- ・契約方法、単価、日報等の整合性の確認

⑦\_財務局立会官との意見交換、朱入れ、サイン

# 廃棄物処理施設災害復旧事業費の査定

被害箇所が**事業実施に直接必要な部分**であるか確認及び施設稼働への影響、**図面**、**被災箇所の復旧方法**及び**復旧に係る設計**が重要

事業実施に直接必要な部分かどうか？

- 平面図等で被害箇所を明記（測量図面等）
- 被害箇所の写真（平面図等とリンク）
- 写真に被害概要と復旧方法を付す

被災箇所の復旧方法

- 被害箇所一覧表（被害箇所毎に復旧方法）
- 設備等は規格仕様も記入（交換の場合も）
- 図面からの「数量拾い」がわかる資料

# 廃棄物処理施設災害復旧事業費の査定

## 施設復旧に係る設計

- 事業実施に直接必要な部分のみの設計
- 員数は、一覧表の数値と合っているか？
- 復旧方法が複数考えられる場合はその比較
- 設備等の交換の場合、同等品である確認
- 建物、土地、工作物以外は、諸経費対象外
- 発生した廃棄物の処分費は、諸経費対象外
- 報告書の作成の事務費は補助対象外
- 事務所等は対象外

ただし、廃棄物処理の施設運転に必要な部分は補助対象

# 廃棄物処理施設災害復旧事業費の査定

## その他

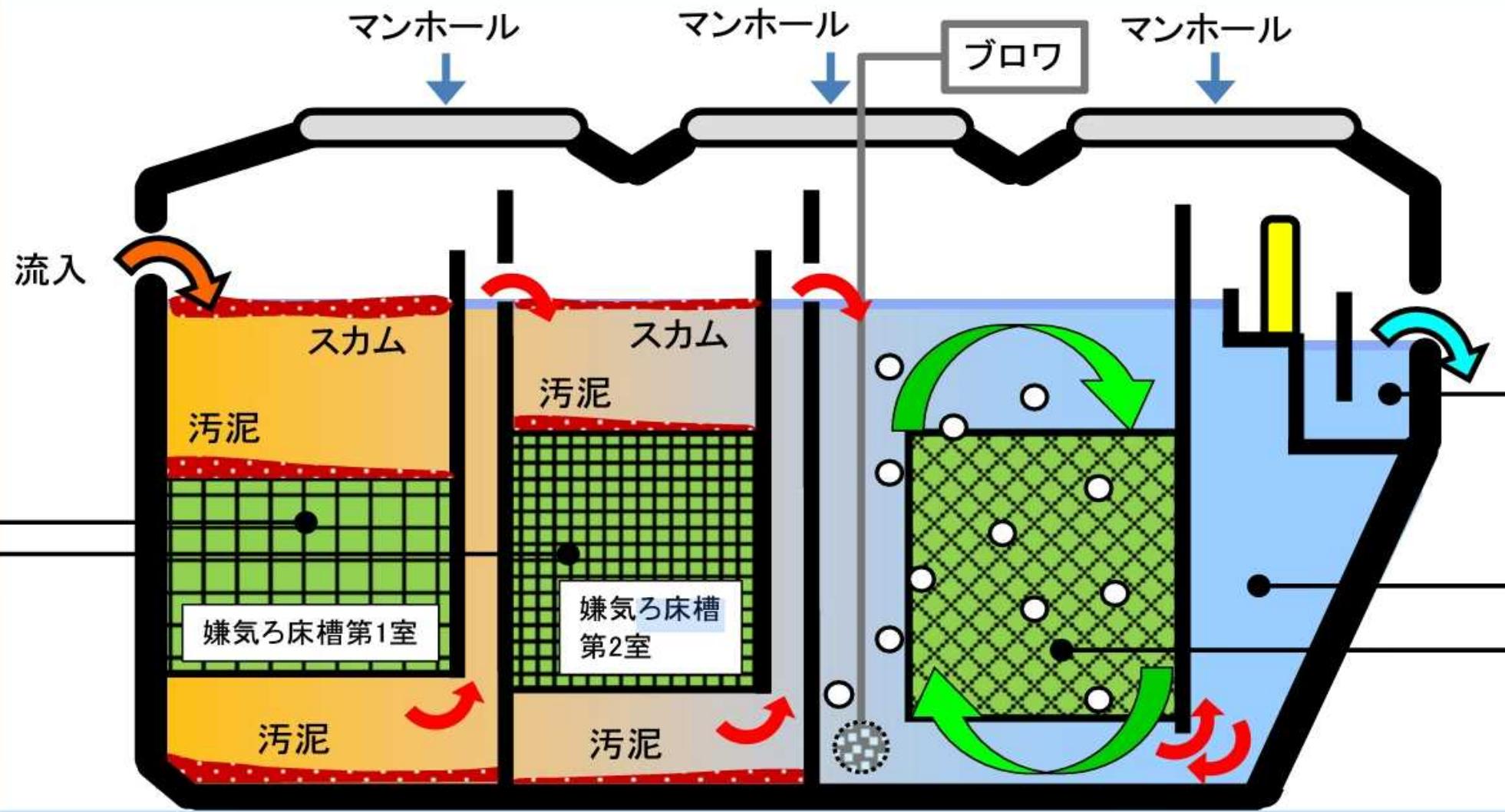
### ○法面等崩落の復旧の場合

- ・施設の稼働に直接必要な部分
- ・崩落の状況の図面（断面図）必須
- ・復旧に係る基点の考え方（写真、図面）
- ・復旧方法において、法面勾配の考え方  
(土質及び高さから安定勾配を考える)
- ・籠工による復旧の場合、何段必要か？
- ・員数は、図面と合致しているか？

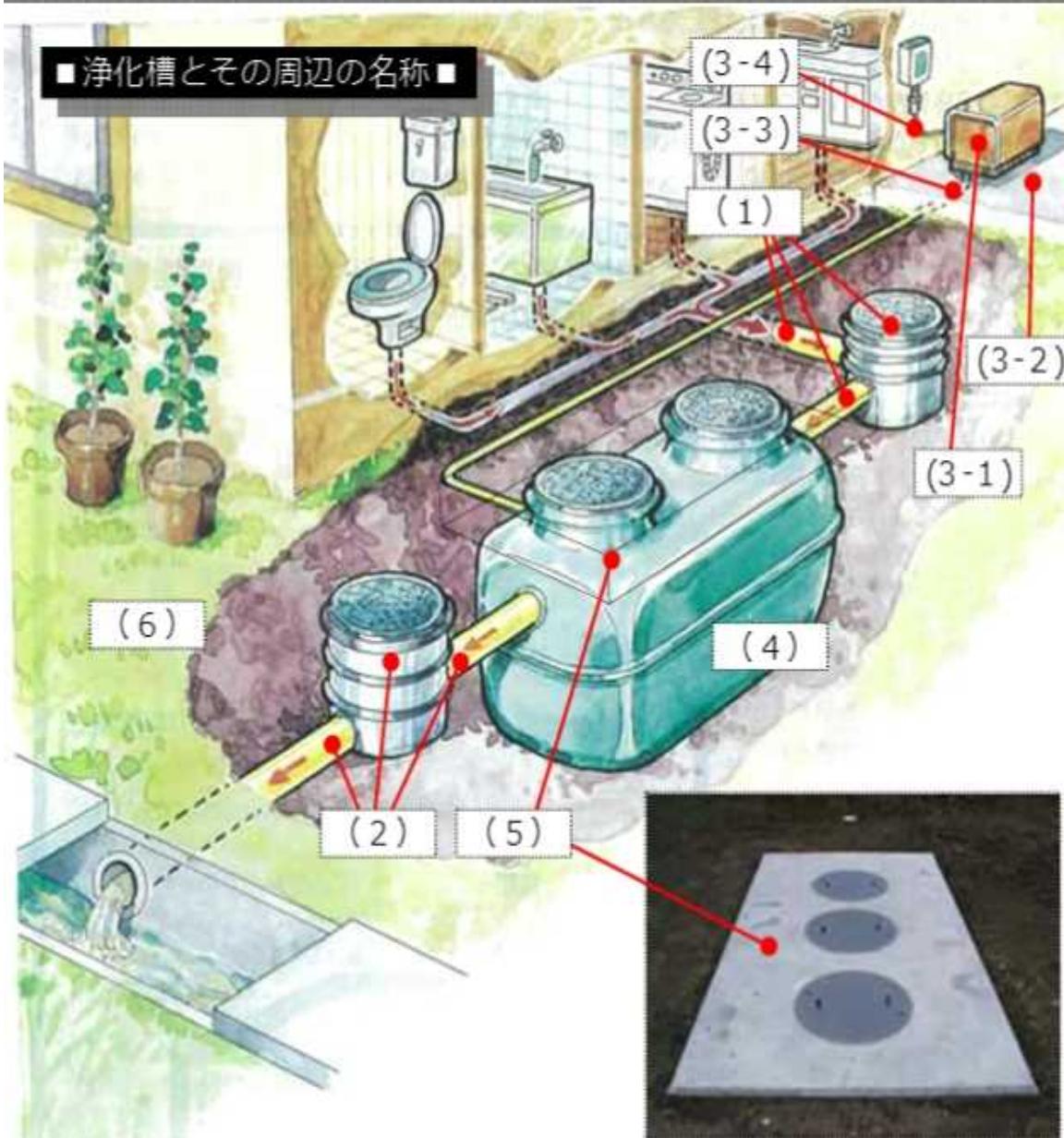
### ○排水溝の場合、維持管理の範疇かどうか？

以上

## ■浄化槽の構造例



■浄化槽とその周辺の名称■



(1) 流入管渠：家屋から浄化槽まで水を流す配管

(2) 放流管渠：浄化槽から放流先まで水を流す配管

(3-1)送風機（ブロワ）本体

(3-2)送風機（ブロワ）の土台（基礎）

(3-3)送気管：送風機から浄化槽へ空気を送る配管

(3-4)コンセント・電気コード

(4) 浄化槽本体

(5) スラブ：浄化槽上部のコンクリート

(6) 周辺地盤・地形

## 浄化槽（市町村設置型）の施設復旧事業について

### ① 浄化槽被害の概要（写真）

浄化槽の浮上、傾斜異常、配管破損、浄化槽本体の破損等

### ② 浄化槽復旧工事の概要

浄化槽本体の引き上げ再設置、浄化槽本体の入れ替え等

### ③ 浄化槽復旧工事に係る図面

掘削平面図、立面図等

### ④ 浄化槽復旧工事に係る数量計算書

土工　　掘削、埋戻、残土処分

土留工　矢板、腹起材、切梁材

基礎　　基礎碎石、型枠、鉄筋、基礎コンクリート

上スラブ　基礎碎石、型枠、鉄筋、コンクリート（マンホール控除）

浄化槽再設置工　浄化槽吊上・設置、構造物取壊、汚泥抜取

### ⑤ 工事設計書

当初設計書、変更設計書（基礎の再利用等、当初設計から変更の可能性あり）

### ⑥ その他

単価根拠、入札結果、委託契約書、支払決議書等

## 浄化槽復旧工事設計において諸経費(15%)オーバー分控除の積算方法

(円)

費目	設計額(基準額)	環境省	落札(例)	補助対象額
A 直接工事費	330,000	330,000		=落札額/設計額
B 共通仮設費(施設復旧)	20,000	20,000		0.9090
C 小計(A+B)	350,000	350,000		
D 現場管理費	40,000	対象外		
E 一般管理費	50,000	対象外		
F 諸経費(C × 15%)		52,500		
G 工事価格	440,000	402,500	400,000	365,872
H 消費税額(E × 10%)	44,000	40,250	40,000	36,587
I 合計(E+F)	484,000	442,750	440,000	402,459

# 災害時における被災浄化槽の復旧について

R2.8.13 環境省

## 災害時における被災浄化槽の復旧に関する助成制度

	市町村設置	個人設置
<b>循環型社会形成推進交付金(浄化槽)（環境省）</b>		
補助対象	○	○
国庫助成率	1/3	1/3
対象	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となつた①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)</p> <p>事業に対する助成 (※「改築」には機材交換が含まれる。(例:プロワの更新を含めた機材交換)) (※市町村設置型(公共浄化槽等整備推進事業)においては、家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新は、災害に伴い必要になつたか否かを問わずに助成対象である。)</p>	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となつた①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)</p> <p>に対する補助事業に対する助成 (※「改築」には機材交換が含まれる。(例:プロワの更新を含めた機材交換))</p>
基準額	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表4の区分に記載のとおり (対象②)既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表3の区分に記載のとおり (対象②)既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)
要綱等	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱第3.(3)	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 浄化槽設置整備事業実施要綱第3.冒頭、第3(3)
※備考	<p>・令和元年度補正予算編成に伴いメニュー化、要綱等改正(対象②) ・対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。</p>	<p>・対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。</p>
<b>災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)又は堆積土砂排除事業(国土交通省)</b>		
補助対象	△	○
国庫補助率	1/2	1/2
対象	<p>汚水(汚泥)の抜き取り:廃棄物処理施設災害復旧事業の対象。 土砂の抜き取り:堆積土砂排除事業の対象とすることができる。ただし、廃棄物処理施設災害復旧費補助金の対象となるものは対象外。</p>	<p>汚水(汚泥)の抜き取り:災害等廃棄物処理事業費補助金の対象。 土砂の抜き取り:堆積土砂排除事業の対象とすることができる。</p>
<b>廃棄物処理施設災害復旧費補助金(環境省)</b>		
補助対象	○	×
国庫補助率	1/2	
対象	1基当たりの復旧費が40万円以上のものに限る。復旧に際し、汚水(汚泥)の抜き取りも対象となる。	

## 災害時における被災浄化槽の復旧に関する助成制度

	市町村設置	個人設置				
<b>災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」(内閣府)</b>						
給付の種類	一	・住宅が半壊し自ら修理する資力のない者、又は大規模半壊で住むことができない状態にある者に対して、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理				
限度額等	一	(内閣府のHPを確認ください。)				
※備考	一	浄化槽の修理に利用可能				
<b>災害に伴い必要となつた浄化槽の改築(循環型社会形成推進交付金)</b>						
<p>➢ 災害等に伴う浄化槽の改築について、環境大臣に協議し承認を得た金額を基礎額とする(基準額協議)</p> <p>※一般的に自然災害と呼べるものであれば、種類等は問わない。(例:地震、水害、大雨による土砂災害)</p> <p>➢ 対象は市町村設置型浄化槽(令和元年牛込補正予算～)及び個人設置型浄化槽</p>						
<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">基準額協議に必要な書類</td> <td style="background-color: #ffffcc;">補助対象設備</td> </tr> <tr> <td>           -見直書            -設備の故障が確認できる書類            (保守点検記録等)            -位置図、図面、写真等            (※位置明細書は必須ではない)         </td> <td>           (ア)スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他            汚水の前処理に必要な設備            (イ)その他の汚水処理設備            (ウ)消毒設備            (エ)脱臭設備            (オ)換気、除じん等に必要な設備              例1)災害により故障した浄化槽プロワーの交換            例2)災害により流出した担体の回収・復旧         </td> </tr> </table>			基準額協議に必要な書類	補助対象設備	-見直書 -設備の故障が確認できる書類 (保守点検記録等) -位置図、図面、写真等 (※位置明細書は必須ではない)	(ア)スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他 汚水の前処理に必要な設備 (イ)その他の汚水処理設備 (ウ)消毒設備 (エ)脱臭設備 (オ)換気、除じん等に必要な設備  例1)災害により故障した浄化槽プロワーの交換 例2)災害により流出した担体の回収・復旧
基準額協議に必要な書類	補助対象設備					
-見直書 -設備の故障が確認できる書類 (保守点検記録等) -位置図、図面、写真等 (※位置明細書は必須ではない)	(ア)スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他 汚水の前処理に必要な設備 (イ)その他の汚水処理設備 (ウ)消毒設備 (エ)脱臭設備 (オ)換気、除じん等に必要な設備  例1)災害により故障した浄化槽プロワーの交換 例2)災害により流出した担体の回収・復旧					
<p>福島県いわき市の事例 (令和元年牛込第10号)</p> <p>(1)令和元年度基準額協議(実績)            (浄化槽設置整備事業)            全37件、事業費計(約) 365万円            &lt;内訳&gt;            プロワー交換 30件            担体の回収・復旧 3件            その他(配管修理等) 4件</p>   						

# 問合せ先

環境省 東北地方環境事務所 資源循環課

連絡先 Tel.022-722-2871

担当 小池 E-mail [GENICHI\\_KOIKE@env.go.jp](mailto:GENICHI_KOIKE@env.go.jp)

佐藤 和美 E-mail [KAZUYOSHI\\_SATO@env.go.jp](mailto:KAZUYOSHI_SATO@env.go.jp)

菅原 E-mail [TAKAOMI\\_SUGAWARA@env.go.jp](mailto:TAKAOMI_SUGAWARA@env.go.jp)

佐々木 E-mail [HIDEYUKI\\_SASAKI@env.go.jp](mailto:HIDEYUKI_SASAKI@env.go.jp)

## 【関係リンク】

○国の補助スキームについて（補助金）

[http://koukishori.env.go.jp/action/auxiliary\\_scheme/#link02](http://koukishori.env.go.jp/action/auxiliary_scheme/#link02)

○災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱・実施要領等

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/subsidy/index.html>

○災害関係業務事務処理マニュアル

<https://www.env.go.jp/content/000087678.pdf>

○災害廃棄物等の発生量の推計方法

[http://koukishori.env.go.jp/guidance/download/pdf/046\\_gi14-2.pdf](http://koukishori.env.go.jp/guidance/download/pdf/046_gi14-2.pdf)